

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第4号)

平成22年3月4日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	三 浦 桂 司 議員	4番	一 色 美 智 子 議員
6番	杉 浦 光 男 議員	7番	平 野 龍 司 議員
8番	山 田 英 明 議員	9番	石 橋 敏 明 議員
10番	平 野 敬 祐 議員	11番	村 山 金 敏 議員
12番	安 井 明 議員	13番	松 山 廣 見 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	伊 藤 清 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	矢 野 清 實 議員	21番	坂 下 勝 保 議員
22番	前 山 美 恵 子 議員		

2. 欠席議員

5番	中 村 定 志 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
----	------------	-----	------------

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	深 谷 義 己 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	平 野 隆 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	三 治 金 行 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消 防 長	山 崎 力 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	企画部次長	横 山 孝 三 君
		兼企画政策課長	
総務部次長	加 藤 隆 之 君	市民部次長	加 藤 慎 君
兼財政課長		兼環境課長	

健康福祉部次長 畑 中 則 雄 君
兼高齢者福祉課長
経済建設部次長 柴 田 二三夫 君
兼都市計画課長
監査委員事務局長 高 橋 芳 行 君

健康福祉部次長 神 谷 巳代志 君
兼保険年金課長
総務課長 塚 本 邦 広 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

一色美智子 議員
山盛左千江 議員
近藤 郁子 議員
石橋 敏明 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(坂下勝保議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 19 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に4番 一色美智子議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○4番(一色美智子議員)

皆様おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず1項目、学校教育の充実について。

1番、「中1ギャップ」解消への取り組みについて。

間もなく桜の咲く新入学の季節を迎えます。しかし、毎年文部科学省がまとめる学校基本調査では、学校に行けない不登校の小中学生が、平成18年度に5年ぶりに増加に転じた以降、12万人を越す危機的状況が続いております。

不登校は、病気や経済的な理由ではなく、年間 30 日以上欠席と規定されています。

その不登校が、平成 18 年度は前年度に比べ 3.8%増加し、実に 12 万 6,894 人、小学生は 2 万 3,825 人、中学生は 10 万 3,069 人も児童生徒が長期間、学びの場、生活の場としての学校に通うことができなかつたそうです。

平成 19 年度もさらに増加をし、12 万 9,255 人と 1.9%増加をし、中でも中学生は、生徒全体に占める不登校の割合が 2.91%と、過去最高を記録いたしました。

平成 20 年度の調査でも、中学生の割合は 2.89%と、35 人に 1 人、つまり 1 クラスに 1 人は不登校の生徒がいるという深刻な状態です。

その背景には、小学生から中学生へ進学する際の環境変化に対応できず、生徒が不登校や問題行動を起こす「中 1 ギャップ」があります。その深刻さは不登校にあらわれます。

文部科学省の調査によりますと、平成 19 年度の不登校の小学 6 年生の児童は 7,727 人であったのが、その児童が中学に進んだ平成 20 年度の不登校の中学 1 年生の生徒は 2 万 3,149 人と、3 倍にはね上がりました。

学級担任が児童をやさしく見守る小学校から、学科担任制で授業が難しくなる中学へ進むと、学習のつまづきや問題行動の芽が吹き出してきます。

未来を託す子どもたちを社会全体で守り、育てる環境を整えていきたいとの思いから、本市の「中 1 ギャップ」への取り組みについて伺います。

1、本市の不登校児童生徒の実態について、特に「中 1 ギャップ」の現状についてお聞かせください。

2、その解消に向けた本市の取り組みと課題についてお聞かせください。

2 番、中学生の職場体験について。

子どもたちの豊かな心をはぐくむために、自分で体を動かし、感動や興味を内面から沸き上がらせる実体験が欠かせません。

職場体験を通して、社会の中で一生懸命働くお父さんを見直したとか、自分で野菜を育てることで、自然に野菜嫌いがなくなったなど、体験学習を通して聞こえてくる子どもたちの声は、今後の教育行政が目指すべき方向を示しているのではないのでしょうか。

ゆとり教育の方針転換を詰め込み教育への逆戻りとさせないために、職場体験学習の充実を図りたいものです。

職場体験は、地域での就労体験と、働く大人に接することを通して、自分の進路について考える機会を与えるものです。

平成 9 年から、市内 3 中学校の全員が職場体験に参加するようになり、10 年以上が経過いたしました。

小売り、飲食店、製造業、医療・福祉関係、公的機関、サービス業など、多くの事業所にご協力をいただいています。

職場体験学習は 3 日間です。3 日間では、職場に行っても見ていることが多いのではないかと推察されます。

その点、介護の事業所では、レクリエーションや食事、おやつの時間があり、レクリエーションに参加したり、配膳を手伝うことができます。

また、高齢者と会話をすることも勉強です。若い生徒と話ができることは、高齢者にとってもいい刺激となりますし、リハビリにもなります。

さまざまな場面で、高齢者から「ありがとう」とか、温かい言葉が返ってくると、生徒もうれしくなります。

核家族化が進み、身近に高齢者と接する機会の少ない生徒にとって、貴重な体験です。何事も体験してみなければわかりません。見ているだけでは味わえない充実感や達成感もあるでしょう。

人は、生きること、老いること、病になること、死ぬことから逃れることはできません。そういったことも肌で感じ取れるのではないのでしょうか。

今、介護の現場で人手不足が深刻です。アジア地域から言葉や文化の違う方たちが、日本の介護を担うために来日しています。

人は、だれでも年をとります。そして人はお互いに支え合って生きています。やがて、介護が必要になったとき、お互いさまの精神で安心して介護を受けたいものです。

看護師よりさらに身近な支援者として、介護は大変やりがいのある仕事だと思います。

介護の受け入れ事業所は、市内には訪問介護、デイサービス、グループホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設など、たくさんあります。

高齢者とかかわることで、生徒は多くのことを学ぶことができます。多くの生徒が介護の職場体験をすることができたらと考えます。

生徒の希望を聞くことも大切ですが、先生からアドバイスすることも大切だと思います。

そこで質問をいたします。

- 1、職場体験の効果はどのようなものか、学校別にお聞かせください。
- 2、介護の職場体験先をもっと増やすべきだと考えますが、当局のお考えを伺います。
- 3番、聴講生制度について。

昨年3月議会におきまして、一般質問をいたしました。

そのときの答弁は、「新しい形での世代間交流が可能であり、生涯学習活動には大きな効果があるのではないか。経費もほとんどかからないということですので、実施に向け、早急にすぐさま検討してまいりたい」との答弁でした。

その後の進捗状況について誠意ある答弁をお聞かせください。

2項目、安全・安心のまちづくりについて。

1番、防災型公園改修計画について。

22年度は中ノ坪公園が予定されていますが、この計画にのっていない地域の公園は、今後どのようにしていられるか、お聞きいたします。

2番、災害救援型自動販売機の設置について。

災害時には飲料水が無料になる自動販売機があると、新聞記事で見てびっくりいたしました。

日本に設置されている自動販売機の数、実に約 550 万台とも言われております。そのうち、約 265 万台が飲料用だと言われております。

その自販機メーカーが、災害が起きたときに対応できる機能を備えた災害対応型自販機を開発いたしました。

備えあれば憂いなしと言いますが、いざ大きな災害が起きたとき、最低限生き延びるためには、水の確保が必要であります。

この自動販売機は、地震などの大災害が起きると、遠隔地からの無線操作によって、自販機内の飲料水が無料で入手できる、無料で出てくるわけです。フリーバンド機能が搭載されております。

緊急時にお金の持ち合わせがなくても、自販機のボタンを押せば、自販機内に残っている飲料水がどれでも無料で取り出せるのです。

さらに、電光掲示板も備えておりまして、平常時にはニュースや時報、また自治体からの地域のお知らせなどを流しております。

災害時になると、それが災害情報に切りかわります。刻一刻と変化する情報を地域で即入手できます。また、停電時にも作動するようになっております。人を救える自販機といたしまして、大変心強い限りでございます。

2003 年に全国で初めて、埼玉県の上尾市役所に設置されたのを始まりに、各地に設置が増え、2008 年 1 月現在で、全国に約 4,000 台が設置をされております。

主に市区町村の役所の庁内や、体育館などの自治体の関連施設など、公共性の高い場所で、いずれも災害時に避難場所となったり、緊急支援の核となる場所と聞いております。

そこで、お尋ねをいたします。

全国各地で取りつけが進んでいます災害救援型自動販売機を設置するには、どのような準備、手続が必要となるのでしょうか、お聞きをいたします。

また、利点についてもお聞かせください。

3番、次の質問につきましては、一昨日の代表質問の中でありましたので、今回は割愛させていただきます。

3項目、高齢者、障がい者福祉の充実について。

1番、高齢者の困り事サービスについて。

公明党は、昨年「介護総点検」と題し、介護に関するアンケート調査を全国で実施いたしました。

2月24日に、公明党の山口代表が鳩山由紀夫首相と首相官邸で会談し、介護総点検の調査結果を手渡すとともに、「安心して老後を暮らせる社会へ 新介護公明ビジョン」を手渡しました。

鳩山首相は、「政府として大いに参考にする。具体的な内容については、早速、厚生労働省などに検討を促したい」と述べられました。

豊明市においても、2月の初めに高齢者を対象に、「安心な幸せ社会に向けて」ということで、550 人の方にアンケート調査を実施いたしました。

その中で、今回一番感じましたことは、ちょっとした困り事を支援するサービスのシステムの必要性です。

地域では、今、孤独死や虐待、認知症高齢者の徘徊、公的福祉サービスの枠外にある困り事への対応が手薄になっています。さまざまな課題を抱えています。

地域の中で、また自宅で、その人らしく生きていけることを保障するためには、住民みんなで支え合いを進めることだと思います。

地域におけるあらゆるニーズを公的制度でカバーするには限界があります。若い人たちにとっては何でもない普通のこと、ご高齢の方には大変な負担になるというようなことが多々あります。

例えば高いところにある電球や蛍光灯の交換、近所への買い物のお手伝い、ボタンつけなどの簡単な繕いなど、いろいろありますが、このような専門技術を必要とせず、短時間でできて、しかも継続性のない日常生活の困り事などを高齢者のみの世帯の方や、障がい者のみの世帯の方を対象として、市民の皆様の協力を得て解決のお手伝いをする、高齢者のちょっとした困り事支援サービス制度の創設をしてはいかがでしょうか。当局のご所見をお聞かせください。

2番、障がい者福祉の充実について。

障がい者施設で記念品をつくり、成人式、敬老行事等の市で行う行事で、それを記念品として使うことはできないでしょうか、伺います。

障がい者に働く喜び、自分たちがつくったものが喜ばれていることを実感してもらえと思いますが、障がい者の働く場として、何か受け皿をつくることはできないでしょうか、当局のお考えを伺います。

4項目、特定健診・特定保健指導について。

特定健診・特定保健指導は、2008年4月から、40歳から70歳までの医療保険加入者を対象に、新しい制度としてスタートした健康診断、保健指導のことです。

特定健診・特定保健指導の目的は、生活習慣病の発症を防ぐために、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍を見つけ出し、対象者に生活改善をみっちり指導することにあります。

メタボリックシンドロームは、予備軍まで含めるとおよそ5,400万人いるとされ、中でも、40歳から74歳までの年齢層において1,900万人に達すると推計されています。これは、同年齢層の男性2人に1人、女性は5人に1人がメタボ該当者及び予備軍という計算になります。まさに全国的な病状と言えるでしょう。

現在、生活習慣病関連の疾患は、国民医療費全体のおよそ3分の1を占めているようで

す。高血圧や高脂血症、糖尿病などに代表されるこれらの生活習慣病は、ほとんど慢性の病気であり、また動脈硬化などのさまざまな合併症も併発しやすいことから、発症すると多くの場合、病院に継続して通う必要性が出てきます。

そうすると、医療費のさらなる膨張が避けられないため、その早期発見、予防により、国全体としての医療費削減につなげていくことがねらいです。

厚生労働省は、目標として、6年後の2015年までに医療費を25%程度削減することをねらっています。

各医療保険者は、特定健診の受診者が少なかったり、あるいは特定保健指導の効果が見られなかったりした場合、医療保険者が持ち出ししなければならない後期高齢者医療制度への支援金が増やされるという、いわばペナルティーを5年後の平成25年度より課せられることになっています。

そうすると、最終的には国民健康保険加入者が支払う保険税の増加となり、いつの日か利用者の負担増としてはね返ってくる可能性が出てきます。

このままいくと、本市が平成24年度の目標に達するには、かなりの努力が必要と思いますが、当局はどのようにお考えか、お示してください。

以上、壇上での質問を終わります。

No.4 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.5 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、教育部のほうからは、学校教育の充実についての中から、3項目5点についてご答弁を申し上げます。

まず、1項目目の「中1ギャップ」解消への取り組みの中の1点目、不登校児童生徒の実態と「中1ギャップ」の現状ということであります。

平成22年1月末現在であります。市内の小中学校で、欠席が30日以上となった児童生徒数は、小学生で12名、出現率にしますと0.29%。

中学生では42名、出現率にしますと2.2%となり、昨年度末の小学生18名、出現率0.42%、中学生でいいますと56名、出現率2.9%と比較をいたしますと、減少が予想されません。

中学生の学年別内訳は1年生で8名、2年生15名、3年生19名となっております。

中学生になって不登校が急増することに対して、全力で対策を講じなければならないと考えております。

かわりまして2点目、その解消に向けた本市の取り組みと課題ということですが、

不登校対策としての本市の取り組みは、適応指導教室の開設。

市内全校の担当教員を集めて、情報交換会、専門家を講師に招いての研修会を年4回開くなどの対策のほか、各中学校に配置されているスクールカウンセラーによる相談がしやすい環境の整備に努めております。

また中学校では、小学6年生対象の部活動見学会、それから中学生による学校説明会などを実施いたしまして、小学6年生に中学校の様子を理解してもらうように努めております。

また、中学校の教員が小学校に出向き、出前授業を行う取り組みも始まっております。

さらには、学級活動として、グループで役割を決めて一つの課題を解決する、ゲーム要素を取り入れた活動を実施し、生徒のコミュニケーション能力や人間関係づくりの能力の向上に努めております。

スクールカウンセラーによるカウンセリングの成果としましては、家族関係の改善や、そのことによる精神的安定、自傷行為などの激しい行動化などが挙げられております。

また、スクールカウンセラーと教員が話し合うことは、教員のよい研修の機会となっております。

一方、課題としましては、スクールカウンセラーの配置が週7時間程度であるため、相談する時間が十分にとれないということがございます。

次年度につきましては、スクールカウンセラーの増員、専門医と相談できる体制づくり、それから不登校生徒の話し相手や遊び相手となるホームフレンドの活用などの対策に取り組む計画を立てております。

かわりまして、2項目目の中学生の職場体験についての中から1点目ではありますが、職場体験の効果を学校別にということでもあります。

豊明中学校からは、1点目、生徒が生き生きとした顔つきで真剣に活動できた。2点目、あいさつや言葉遣いなどの態度が大切という経験をさせることができた。3点目、自分の将来を考えるきっかけとすることができた。

かわりまして、栄中学校からは、1点目、将来の職業選択に役立てる体験ができた。2点目、生徒が地域の一員であるという自覚を高めることができた。3点目、地域の方々に等身大の中学生を知っていただき、中学生の教育活動に関心を持っていただくことができた。

最後に沓掛中学校からは、1点目、働くことの大切さを実感した生徒がたくさんいた。勤務時間中ずっと立っているだけでも大変疲れるという体験をできた生徒が多かった。3点目、事前のアポイントをとる段階でも、思いどおりにならないという体験ができたという報告が上がっております。

かわって2点目、介護の職場体験先をもっと増やすべきではないかというご質問ですが、ご指摘のように介護の現場を体験することは、中学生にとって大変貴重で、価値あることだと考えております。弱い立場の方に喜んでいただける。それから、他人の喜びを

自分の喜びとして感じることができるというような貴重な体験になると思います。

受け入れ可能な介護体験先を調査し、介護体験の受け入れ人数を増やすことが可能であれば、学校へも周知をしてみたいと考えております。

最後に3項目目ではありますが、聴講生制度についてであります。

このことについては、昨年3月議会でご質問をいただきました以後、その内容について検討してまいりましたが、現在、市内の小中学校では、定住外国人日本語教育推進事業や小中学校英語指導事業、それから特別支援事業など、早急に新たな対応が求められる事業が続いております。

そうした状況ではありますが、議員のご提案いただいた小中学校の授業で、シニアが子どもたちと一緒に学ぶ聴講生制度は、新しい形での世代交流が可能であり、まさに学校を開くことであり、また学校教育を生涯学習活動という大きな枠の中の一つのステージであると位置づけられ、効果があると考えております。

したがって、聴講生制度については、実施に向けた環境整備に引き続き努めてまいりたいと思います。

以上で終わります。

No.6 ○議長(坂下勝保議員)

三治経済建設部長。

No.7 ○経済建設部長(三治金行君)

経済建設部にご質問をいただきました。

お答えをさせていただきます。

安全・安心まちづくりの中の防災型公園改修工事についてでございます。

防災型公園改修工事につきましては、昭和40年、50年代の土地区画整理によりまして、多くの街区公園が整備をされました。その施設の再整備と合わせまして、防災型公園として整備を行うものでございます。

24公園を平成42年までに完了する計画でございます。

その他の市街化区域内にあります公園につきましては、開園後の経過が短いと、こういうようなこともございまして、今後も整備計画について作成をするように図ってまいりたいと考えております。

終わります。

No.8 ○議長(坂下勝保議員)

平野市民部長。

No.9 ○市民部長(平野 隆君)

市民部のほうからは、安全・安心のまちづくりについての2項目目、災害救援型自動販売機の設置ということでお答えを申し上げます。

この災害救援型の自動販売機といいますのは、メッセージボードによる伝達機能を持った自販機とか、地域住民向け情報提供のツールとして利用できる自販機ということとされておりまして。

これは、電信会社の通信機器を媒体といたしまして、地域住民向けの情報提供がされます。

その情報としまして、地震ニュースであるとか、地域情報、それから緊急時の災害情報が挙げられると思います。

その他、災害時における断水時には、壇上でも議員が申されましたように、自販機内の在庫飲料水が無料提供ということがされます。

この自販機設置の手続きですけれども、まず業者と市との間で災害支援協定の締結が必要となります。

その後は、設置場所によりまして、行政財産目的外使用の許可が必要になるであろうと考えております。

またその際には、自販機と空容器箱のスペースとして、1カ所につき約1平米が必要ということをお願いしております。

もちろんこの目的外使用でありますとか、かかる電気代、メンテナンス等は業者の負担になります。

ただ、電源確保のための工事費は要相談ということも聞いております。

設置場所に関しましては、業者の採算性を考慮した中で選定をしたいということも聞き及んでおります。

すなわち、人の集まる場所、目立つ場所、そういうところに設置したいという意向があります。

そうなりますと、市内における自販機の設置場所に多少偏りが生ずる可能性が高くなりますので、末端地域への情報提供という点では、少し課題が生ずるかもしれません。

ただ、一度、事業者の方と協議の場を設けたいと思っております。

終わります。

No.10 ○議長(坂下勝保議員)

濱島健康福祉部長。

No.11 ○健康福祉部長(濱島義和君)

健康福祉部に2項目ご質問が寄せられましたので、順次お答えしたいと思います。

まず1点目、高齢者、障がい者福祉の充実についてでございます。

現在、介護保険以外で支援サービス等を提供している民間団体やシルバー人材センター等がございます。

また、当市には、社会生活を営む上で対応が困難な状態にある高齢者に対し、日常生活に対する支援等を行い、要介護状態への進行及び介護状態の悪化を予防するため、生活援助員を派遣する生活援助員派遣事業を4月から実施する計画をいたしております。

この内容につきましては、対象者は65歳以上の単身者で、高齢者世帯等々で支援が必要な方でございます。

援助の内容といたしましては、調理、買い物、家屋等の清掃、外出等の援助でございます。

派遣費用は時間当たり200円、30分増すごとに100円という設定をいたしております。原則として、1週間に2時間以内を予定いたしております。

今後、公的サービスでは対応できない対象者に配慮しながら事業を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、障がい者の福祉でございますけれども、市内の障がい者の授産施設では、現在、自主製品として作製しているものはパンとかクッキー等でございます。

かつては、洗濯ばさみのような自主製品の作製にも力を入れていた時期もございましたが、現在は企業の下請け製品づくりがほとんどのような状況でございます。

したがって、市の行事で扱う製品につきましても、そのようなものであれば可能でございますが、技術的に難易度の高い製品につきましては、難しいかと思っております。

成人式等では、実行委員会で記念品等を決めておられますので、実行委員会に障がい者施設でも自主製品をつくっているという情報を伝えるということは可能かと思っております。

また、豊明市外でも授産施設がございます。市外の施設であれば、多くの自主製品を作製しているところもございます。そうした施設の情報を提供することも可能でございます。

続きまして、4項目目の特定健診・特定保健指導についてお答えをいたします。

議員が壇上でもおっしゃられましたとおり、20年度から始まりました特定健診・特定保健指導は、今年度はインフルエンザの影響もございまして、受診率が伸び悩んでおります。

しかしながら、24年度までに受診率65%の達成が義務づけられておりますので、21年度、今年度は新たに3項目リニューアルをいたしまして健診に入りました。

今年度新たに設けました項目は、国基準の検査項目に加えて、新たに血清クレアチニン検査を追加実施いたしました。

2点目は、保健センターで実施する特定保健指導を、講座方法に加え、個別面接方式も採用いたしました。

3つ目は、特定保健指導のうち、積極的支援を医療機関にも委託をいたしました。

という形で、21年度は実施を行いました。

今後も推移を見ながら、さらに新たな方法を検討いたしまして、特定健診の受診率、さらには保健指導の利用率のアップを図ってまいりたいと考えております。
終わります。

No.12 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
一色美智子議員。

No.13 ○4番(一色美智子議員)

全般にわたりご答弁をいただきましてありがとうございます。
それでは、再質問をさせていただきます。
まず初めに、学校教育の充実についての「中1ギャップ」解消への取り組みについてからいきます。
「中1ギャップ」は、新しい環境に適應できないことにより生ずるものであり、発達に障がいのある生徒に起こることが多いと言われていますが、本市ではどうでしょうか、お尋ねいたします。

No.14 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。
竹原教育部長。

No.15 ○教育部長(竹原寿美雄君)

データはございませんけれども、そうした傾向にあるというふうには思っております。
以上です。

No.16 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
一色美智子議員。

No.17 ○4番(一色美智子議員)

ちょっと例を、埼玉県では「中1ギャップ」の解消に向け、中学校の教師が小学校で児童を2年間教えて、あと卒業生とともに中学校に戻るというのをやっているんですけれども、本市でもこうするといいいかなと思うんですけれども、県の教育委員会等に働きかけていた

だくことはできないでしょうか、お尋ねいたします。

No.18 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.19 ○教育部長(竹原寿美雄君)

現在、小学校で勤務している教師が中学校で勤務する。それから反対に、中学校で勤務している教師が小学校で勤務するということは、教師にとっても、児童生徒にとっても、指導力を向上させるため、また大変意義があるというふうに考えております。

そうした中で、そのような人事交流は本市でも現在も積極的に進めており、今後も進めていきたいと考えておりますけれども、県への働きかけにつきましては、ご提言をいただきましたので、また県のほうにそうした意向も知らせていきたいというふうに思います。

以上です。

No.20 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.21 ○4番(一色美智子議員)

次に中学生の職場体験についてですが、これはすばらしい体験学習ですので、このまま継続をしていただきまして、その中で介護現場に多くの子どもたちが行けるように、また高齢者とかかわりが持てるように、先生方からのアドバイスをお願いしていただくようによろしくお願いいたします。

3番目の聴講生制度についてですけれども、先ほど環境整備というお話がありましたが、環境整備とは、具体的にはどのようなことを言われるのでしょうか、お伺いいたします。

将来的には、実施の方向でということでもいいのか、それもあわせてお願いいたします。

No.22 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.23 ○教育部長(竹原寿美雄君)

先ほど申し上げました実施に向けた環境整備というのは、この制度を実施するには、まずもって学校経営に支障を及ぼさないようにすることが一番大切であります。

意義ある事業ではありますけれども、そうしたことでこの環境整備といいますのは、まず1点は、受け入れ側である教師の意識改革が必要だと思えます。

それからもう一点につきましては、今度は参加していただく方がこの制度への理解というものを深めていただくと、そうしたことがこの制度を実施していく上には非常に重要なことだと思えます。

ですので、そうしたことが整備できた段階では、実施に向けて考えていきたいというふうに思えます。

以上です。

No.24 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.25 ○4番(一色美智子議員)

聴講生制度についてはいろいろ問題もあるかなというふうにお聞きしましたが、まず1校だけでも、まずは試験的にでもかまいませんので、実現に向けて最大限の誠意あるご努力をお願いいたします。

次に、安全・安心のまちづくりについてにいきます。

まず、防災型公園改修計画についてですが、阪神・淡路大震災、新潟県の中越地震のときには、避難生活で被災者の約6割強の人がトイレに困ったそうです。

このトイレということで、マンホール型の簡易トイレですけれども、これは平常時は砂で埋め戻して安全な形にしておきます。

そして非常時、いざ災害が起きたときには、そこを掘り起こして溝の上にマンホール対応型簡易トイレを設置して、排泄後には砂や消石灰をかけておけば、土壌中の微生物が排泄物を分解して、土に戻してくれるというものですが、この計画にのっていない公園で、例えば中央公園とか唐竹公園、落合公園に有効利用してはどうかと思うのですけれども、当局の考えを伺います。

No.26 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.27 ○経済建設部長(三冶金行君)

現在、防災型公園に整備している中では、簡易トイレを設置しております。

今のご提言の中央公園とか大きい公園については、今後研究をしてみたいと思います。

終わります。

No.28 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.29 ○4番(一色美智子議員)

では次に、災害救援型自動販売機の設置についてですが、これは愛知県内の市町村の設置状況をお聞かせください。

それと、本市の生活用水、飲料水の確保、昨日の一般質問の中で、コンビニとの提携というお話もありましたが、それ以外にどのようにお考えか、お聞かせください。

お願いいたします。

No.30 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

No.31 ○市民部長(平野 隆君)

県内の状況につきましては、協定締結状況ということで、18自治体がこの協定を結んでいるということを聞いております。

それから、飲料水、生活用水の確保ということだと思いますけれども、飲料水につきましては、防災倉庫に500ミリリットルのペットボトルを約1万本、約5トン、それから耐震性防火水槽のほうに約100トンを始め、それくらい保有をしております。

ちなみに、今の災害型と言われる自販機が約0.4トンですので、500ミリリットルのペットボトルでいくと12本分が、水だけではありませんけれども、飲料水として提供できるのかと、そんな計算になります。

このほか、応急水源としては、当然二村山配水場、4つの配水場のほうから水の供給を企業団を經由して配給されるということを思っております。

それから、生活用水については、耐震性プールを利用した供給、生活用水にしますと、1日に約60トンの供給が可能となっております。

その他ですけれども、生活用水の供給については、フジパンさんと井戸水の提供という協定を結んでおります。

終わります。

No.32 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.33 ○4番(一色美智子議員)

ありがとうございました。

災害が起きたときに交通手段が麻痺をし、ライフラインが寸断されます。そうすると、自宅に帰れない人がたくさん出ることが予想されますので、駅に設置するといいと思いますが、お考えを伺います。

また、公的施設に設置しているところがたくさんありますので、本市の市役所とか市の公的施設からということで、設置の考えはどうか、お伺いいたします。

No.34 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

No.35 ○市民部長(平野 隆君)

公共施設につきましては、市が直接あれですけれども、前後駅の駅構内であるとかということだと、直接名鉄さんのほうになるんですけれども、駅前広場という感じであれば、それぞれ所管のほうと設置について一遍協議、その取りまとめは防災安全課のほうで、設置するなら設置するで、業者と話し合いをしたいと思っております。

終わります。

No.36 ○議長(坂下勝保議員)

山本総務部長。

No.37 ○総務部長(山本末富君)

市役所の施設内ということでお答えをいたしますが、市役所のほうでは、飲料水自動販売機を現在、社会福祉団体が1台設置をしてみえます。

現在は、飲料水の自動販売機が不足している状況ではございませんので、直ちに追加

設置する考えは持っておりません。

以上でございます。

No.38 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.39 ○4番(一色美智子議員)

ぜひ市役所のほうに考えていただきたいと思います。

この自販機を設置するには、まず協定をする必要があるということですので、それとメリットがかなりあると思うんです。

災害はいつやってくるかわからないものですし、こうして協議をしている間にもやってくるかもしれません。

何よりも、設置にかかわる市の持ち出しが少ないのであれば、もう早急に設置に向けて真剣に検討していただきたいと思います。

前後駅広場にぜひ設置していただけるように強く要望いたしますので、お願いいたします。

次に、高齢者、障がい者福祉の充実についてということで、まず高齢者の困り事サービスについていきます。

先ほど、生活援助員を派遣するというので、生活援助員派遣事業を4月から実施していただけるということで、すごくうれしいんですけども、1時間 200 円、30 分増すごとに 100 円と、金額的にも本当にありがたいのですが、これは要介護の人が対象ですよ。介護認定を受けていないと使えないと思うんです。

千葉県の印西市なんかですと、ワンコインサービスというのがありまして、これは市の社会福祉協議会が受け付けるもので、15 分以内 100 円、30 分以内 500 円ということで、電球の交換とか、ごみ出しなどのちょっとした困り事に悩んでいる方に受け付けているものです。

また、東京の文京区のほうでは、シルバーを助けたいということで、シルバー人材センターのほうで実施していると思うんです。

我が市にもシルバー人材センターはあるのですけれども、ちょっとした困り事って頼めないと思うんです。

その辺のシステムが何とかつけれないかなと思うんですけれども、どうでしょうか、ちょっと回答をお願いいたします。

No.40 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.41 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

印西市のシルバーのご案内をいただきましたので、勉強させていただきました。非常に格安でございます。

豊明市のシルバーの場合は、1時間 850 円、プラス7%の事務料、そうしますと 900 円を超えます。

こういった部分もありますので、シルバーさんともこういった部分も協議したいと考えております。

確かに現在、地域福祉計画というものを作成中でございますが、平成 20 年度作成の前に、各中学校区3カ所でタウンミーティングを行いました。

その結果、高齢者の声といたしまして、議員がおっしゃられました、いわゆるサービスというのを強く要望を受けております。

そうした面からも、私どものほうも公的サービスでは対応できない対象者に対しまして、そういった事業の構築が必要ではないかという認識は大いにいたしております。

それからもう一点、先ほど最初に申されました生活援助員のお話ですけれども、要介護認定は必要ございません。

私どもの対象者は、一般高齢者、特定高齢者、いわゆる介護状態に入る前の方々を対象といたしておりますので、まだPRが不足でまことに申しわけございませんが、ご理解をいただきたいと思っております。

終わります。

No.42 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.43 ○4番(一色美智子議員)

協議ということですが、高齢者福祉はある意味ではスピードが重要であります。時間との勝負と言っても過言ではないと思っております。

もちろん慎重に検討していただかなきゃならないとは思いますが、高齢者のちょっとした困り事支援サービスの創設につきましては、ぜひとも、迅速かつ積極的な姿勢でご対応をお願いしたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次の特定健診・特定保健指導に移らせていただきます。

平成 20 年度、21 年度の受診率がわかりましたら教えてください。

それと、40 歳から 5 歳刻みの受診率がわかれば、ちょっと教えていただきたいと思いますので、お願いいたします。

No.44 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.45 ○健康福祉部長(濱島義和君)

特定健診の受診率ですけれども、初年度の 20 年度は 39.6%、21 年度は 36.4%でございました。

5 歳刻みの受診率はちょっと手元にございませぬので、よろしく願います。

終わります。

No.46 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.47 ○4番(一色美智子議員)

平成 20 年度、21 年度の受診率を見ても低いです。

特定健診の実施状況を他の市町とか、全国的に見ても、40 歳から 44 歳の受診率がもう本当に低いんです。年齢が高くなるにつれ、受診率が高まる傾向はあります。

この受診率が高くなると、積極的支援、動機づけ支援対象者が増えず、医療費削減への期待もできないことになります。

厚生労働省は、平成 24 年度で特定健診受診率 65%、保健指導実施率を 45%としていますが、受診率、実施率を上げるには、受診者の対応と、この 40 歳代、50 歳代の働き盛りの方が暴飲暴食をして受診も受けずにいると、将来的に必ず糖尿病、高脂血症になっていくんじゃないかと思います。

そうすると、医療費が必ず上がってまいりますので、この若年男性の対応がカギだと思っています。

この辺のところの今後の対応策をお聞きいたします。

No.48 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.49 ○健康福祉部長(濱島義和君)

22年度に向けまして、実は新たに4項目、内容を充実するように考えております。

ちよつとご案内申し上げますと、まず1点目は、特定健診の実施期間の延長、これは医療機関方式だけでございますけれども、21年6月から10月、これを6月から12月まで延長したいと考えております。

2点目、現在、対象者全員にご案内の通知は差し上げておりますが、今後、受診者全員に再度のご案内をいたしまして、勧奨を促したいと考えております。

3点目、医療機関方式ですが、セット健診、いわゆる特定健診とがん検診等々を組み合わせたセット健診を考えております。

そうすれば、がん検診のほうの受診率も上がり、特定健診の受診率も上がるのではないかと考えて、22年度はスタートいたしたいと思っております。

それから4点目は、特定保健指導の各地域や、訪問指導などの実施を行いたいと考えております。

それから、40歳代、50歳代の対策ですけれども、この年代は忙しくて、健康に自信を持っていると、こういう年代ではないかというふうに考えております。

したがって、来年度、受診しやすい土曜日、日曜日実施の集団健診、こちらのほうも取り入れまして、PRを行ってまいりたいというふうに考えております。

今健康だから受けない。対しまして、今健康だからこそ受けるというような意識づけのための啓発活動や勧奨を行ってまいりたいと思っております。

今後の残り3カ年の具体的な取り組みですが、先ほど申し上げました、22年度に4項目の新たな健診のスタイルに変えまして、その結果を見て、次の施策に、次の一手につなげていきたいと考えております。

終わります。

No.50 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

残り時間は3分であります。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.51 ○4番(一色美智子議員)

他の市町では、保健指導を全く受けられない方や、指導の途中で断念したり、辞退する

方がかなりいると聞いておりますが、本市ではどうでしょうか、お尋ねいたします。

No.52 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.53 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

20年度の実績でございますけれども、特定保健指導を最後まで終了した方の率は、動機づけ支援が81%、それから積極的支援が100%と、大変高くなっております。

しかしながら、特定保健指導対象者で、実際に特定保健指導を始める方の率は、大変低い状況でございます。

そのため、21年度、今年度より始めました保健センターでの個別指導など、皆さんが特定保健指導を受けやすい環境整備に努めたいと考えております。

終わります。

No.54 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.55 ○4番(一色美智子議員)

最後の質問です。

生活習慣病の予防は、重要なのは一人ひとりの意識づくりだと思います。

市民の意識を高めるために、今後はどのようなことをされていきますか、教えてください。

No.56 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.57 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

市民の健康に対する意識づくりは、国民健康保険、いわゆる国保だけではなくて、市民全体の健康づくりに関するテーマでございます。

総合的に検討、実施をすべき、大変重要な施策であるというふうに考えております。

国保におきましても、年6回の医療通知とともに、毎回さまざまなテーマによります「健康満載便」などをお送りいたしまして、健康に関心を持っていただくように努めております。

また、少し前ですが、15年度より、延べ34団体の健康増進団体に補助をいたしまして、各地域での健康づくりの輪を広げていただいております。

今後は、22年度より医療と健康が一体となり、現在の保険年金課、健康課を合体いたしまして、医療健康課を新たに発足いたします。

この医療健康課で、ヘルスプロモーションの理念に基づき、さらなる啓発に努め、市民全体の健康増進に努めてまいりたいと考えております。

終わります。

No.58 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.59 ○4番(一色美智子議員)

ペナルティーがかかってくるということで、このペナルティーは確かに不透明な状態ですが、かかるとしたら、本市はたしか7,000万円くらいじゃないかと思います。

それで、株式会社日本医療データセンターの試算によりますと、40代で積極的支援レベルに該当する人は、その後の20年間で1人当たりの医療費の自己負担分、約3割負担し…。

ありがとうございました。

No.60 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、4番 一色美智子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午前11時1分休憩

午前11時11分再開

No.61 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

15番 山盛左千江議員、登壇にてお願いいたします。

No.62 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、地域主権を視野に入れた行政改革を求めて質問いたします。

本市における行政改革の取り組みは、昭和 60 年から始まり、平成 22 年度は 25 年目に当たります。

過去の内容を見ますと、第1次行革から定員管理の適正化が挙げられ、職員数の削減が行革の定番であることがわかります。

また、経費の節減、財政の改善といった項目も並び、無駄の排除と健全財政がテーマとされてきたようです。

そこに、近年の不況による税収不足が重なり、このところ、人件費削減と受益者負担増による財源確保が行革の目玉となり、スクラップ・アンド・ビルドの影は薄れてしまっているように思われます。

何のために無駄をなくすのか、浮いたお金を何に使うのか、この部分が忘れられては改革の名に恥じます。

改革とは何かについては、後で触れますのでこの辺にしておくこととして、さて、タイトルの地域主権ですが、本市においては平成8年の第2次行革で、市民参加の推進と市民活動支援が、平成 12 年の第3次では、開かれた市政の実現、NPOの育成とパートナーシップの推進といった項目が挙げられています。

本市は、14 年も前から市民参画を目指してまいりました。

もちろん第5次行革にも同趣旨の、住民自治とガバナンス、民間活力の活用というものがあり、第2次アクションプランには8つの事業が並んではいますが、市民参画といえる新規事業は、公共施設の有効活用、低稼働率の施設を調査し、NPO等に使用させようというものです。

これと区、町内会へ支出する補助金の一括化、ばらばらに幾つかの交付金が区、町内会に交付されておりますが、それを1本に絞り、用途についても緩和していこうというような方策のようです。

この2つくらいで、大変物足りなさを感じております。

総務省が示している行政改革推進上の重要事項の中には、公正の確保と透明性の向上や、地方議会があります。

具体的には、行政情報の提供や説明責任、議会における政策審議の充実や、執行機関に対する監視機能の強化などが書かれております。

第2次アクションプランには、これらは抜け落ちております。

政権交代により、地方分権は地域主権へと前進をいたしました。こうしたタイミングで策定する、これから3年間実施される行革案に地域主権、この視点がないことに不安と疑問を感じずにはいられません。

それと、本市の総合計画の基本方針が、市民協働でありながら、このありさまは致命的だと言いたくなってしまいます。

監視機能の強化、市政への市民参加の機会拡大、そして市民提案型まちづくり事業の充実、さらには地域担当職員制度や、地域自治モデル導入など、地域主権に必要な施策

を早急に協議し、プランに追加するように求めます。

2つ目の質問、これも行政改革にかかわるものですが、定員管理計画の改善を求めます。

第5次行政改革の大綱に、定員管理の適正化が挙げられ、この第2次アクションプランでは、3年間で職員数を29名削減し、平成25年には501人にする予定になっております。

集中改革プランは、平成27年までに491人に減らす計画であり、順調に進められているように思います。

前倒しで職員を減らしていても、なお公務員バッシングはやむことなく、先に行われましたアイデア五輪にも、職員数削減を求める提案が幾つかありました。

それは、市民が行政サービスに満足していないことのあらわれだと思います。

サービスと職員数には密接な関係があるので、ただ減らせばいいというものではなく、どの部や課の職員を減らすのか、管理職と一般職のバランスはどうなのかなどについても市民が関心を寄せるところであり、議会でも保育士職や消防職の増員が何度か質問に取り上げられておりました。

行政改革について、国は推進のための新たな指針を設けており、その中において、定員の数値目標を設定する際には、将来的な職員の年齢構成や、分野別職員数などについて、詳細に分析するように指導しています。

市民ニーズや市の重点施策、社会情勢を視野に入れ、どの分野は何年までに何人分の合理化が可能で、どこが将来的に何人必要となるのか、各課が仕事量を洗い出し、それに見合った計画を立てよと、それは当然のことではないでしょうか。

集中改革プランにおける毎年の削減目標は、勧奨退職などもあり、現状と19人もの差が生まれてしまっています。

ここで一度仕切り直しを行い、現状に合わせて目標を掲げていただきたいと思います。

そして、総数だけではなく、分野別、職種別の定員管理計画を策定されるように求めます。

質問の3つ目、これも行革に関するものですが、安易な市民負担は行わず、まずコスト削減に努力をするように求めて質問をいたします。

前段で少し触れましたが、行革とは何か、この点を確認しておきたいと思います。

物の本によると、「行革は、社会情勢の変化、市民ニーズの高度化、多様化などに一層適切に対応できる行政になるために、これまでの市役所の組織や仕事のやり方などを変えることで、経費の節減や効率化に加えて、限られた資源、人材や財源、情報、システムなどを効果的に使うための取り組みだ」というふうにあります。

社会の変化や市民サービス向上のための改革ということです。そうした観点から、今示されている第2次アクションプランを見ると、理解に苦しむ点が多数あります。

その最たるものが市民サービスの有料化、負担増です。

これでは、市長マニフェストにぶれを生み、市民も効果を実感することができません。

いきいきサービスは、無料から 300 円の有料化へ、児童クラブの料金は 3,000 円から 5,000 円への値上げ、延長保育は 1 日 100 円から 1 回 100 円への値上げ、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、さらに、ごみ袋の有料化の検討と、市民負担が行革の柱ともなっており、実施すべきではありません。

安易な値上げに頼らず、まずは財源を徹底的に生かし切る、無駄をなくす、効率を上げる、汗をかくなど、あらゆる努力でコストを下げるのが優先されるべきだと考えます。

そこで、5 点提案をいたします。

1 つ、高過ぎる特別職の退職金の引き下げを職員退職手当組合に提案すること。

2 つ、平成 22 年度から長期継続契約に役務の提供が追加され、約 400 万円ほどの削減が見込まれております。

業者の選定さえ間違わなければ、事務の効率化に加え、コストの縮減に一定の効果が期待できます。長期継続契約を行革の中に挙げ、全庁的に可能な事業の洗い出しを進めること。

3 つ目、これまで委託契約や物品の買い入れで、仕様内容を工夫し、安価に抑えた実績があります。

担当が仕様などの契約内容を決めるとき、前年踏襲や業者の言いなりにならず、常に仕様の再点検を行うこと。

4 つ目、入札にすべき事業でありながら、随意契約しているものが多数あります。

随契を減らす努力や、一般競争入札の対象拡大などの入札改革を進めること。

5 つ目、市民税や国保税などの税金の滞納処理は収納課が行い、介護保険料や下水道使用料、保育料などの料金は各担当がそれぞれに行っています。

税金と料金の滞納処理の一元化については、以前にも取り上げ、前向きな答弁だったと記憶しておりますけれども、実施には至っていないようです。進捗状況をお聞かせください。

徴収という専門性が求められる公金徴収の一元化を実現し、事務の効率に努めることを加えていただきたいと思います。

以上、挙げれば切りがありませんが、今回はこの 5 点、行革の意味を再点検し、アクションプランに加えられるように求めて、壇上での質問を終わります。

No.63 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.64 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、質問を 3 点いただきましたので、順次お答えをしていきたいと思っております。

まず1点目の地域主権を視野に入れた行政改革をという質問にお答えいたします。

第5次行政改革大綱の第2次アクションプランにつきましては、平成19年度から21年度を事業期間とした第1次アクションプランの終了に伴いまして、平成22年度から平成24年度の3カ年の行革プランになっていきます。

このアクションプランは、昨年の10月より公募の委員3名の方を含め、豊明市行政改革推進委員会において慎重審議をさせていただいているところであります。

本年2月から約1カ月間、市民の方によるパブリックコメントを経た後、今月中には答申をいただく予定になっています。

第2次アクションプランは、第5次行政改革大綱に沿って構成されています。

組織制度の抜本改革、減量と効率化の推進、住民自治とガバナンス・民間活力の活用、それからブランド力のあるまちづくりの項目ごとに、改革内容、改革の効果、実施年度などを規定しています。

監視機能の強化、市政への市民参画の機会拡大については、情報公開条例やパブリックコメント制度等により取り組んでいるところであります。

もう一つ、市民提案型まちづくり事業の推進につきましては、地域協働の推進として既にプランに盛り込んでいます。

地域担当職員制度や地域自治モデル等については、協働基本計画「みんなでまちづくりをすすめるためのみちしるべ」を基本にして検討してまいります。

それから、2点目の定員管理計画の改善を求めるといふ形の答弁をいたします。

本市の行財政は極めて厳しい状況にある中で、時代にふさわしい簡素で効率的な行政組織の確立を図るためには、自治体みずからが定員管理について市民の理解と協力を得ながら、一層の適正化を推進することが必要であると思われまます。

職員数は、平成21年度現在530名ですが、集中改革プランに沿って定員管理を進めております。

総合計画における最終目標値は、平成27年度491名と定めており、第5次行政改革の第2次アクションプランは、平成25年4月には501人体制を予定しております。

引き続き、市民サービスの低下を招くことのないように考慮した上で、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本としながら、事務事業の見直しを図っていくものいたします。

しかしながら、一方で、団塊世代の大量退職期を迎えて、組織能力の維持及び年齢層の平準化を求められていることから、中長期的視野に立って定員管理を着実に進めていきたいと思っております。

平成27年度の491人体制を目指して、今後も進めていきます。

それから3点目、安易な市民負担は行わず、コストの縮減に努力を、という質問について回答いたします。

まず、質問の1つ目、特別職の退職金の引き下げの提案については、この部分については市にはこの権限はありませんので、以下2から5の提案について、まとめてお答えした

いと思います。

現在、策定中の行政改革第2次アクションプランにつきましては、行政改革推進委員会によって審議をいただいています。

パブリックコメントが終了したところであり、寄せられた意見を審議した後、これも答申をいただきます。

第2次アクションプランについては、平成22年度から24年度までのプランであるため、基本的に既に実施している項目及び他の計画にのっているものは掲載せず、新規のプランあるいは事業展開をしていく項目について、基本的にのせていくこととしております。

このような視点から、現在の素案から行政改革の項目とすることが平成22年度、今年度の行政改革推進委員会においても適当であると判断された場合は、プランに追加することもあるかと思えます。

以上で答弁を終わります。

No.65 ○議長(坂下勝保護員)

濱嶋健康福祉部長。

No.66 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

議員の質問の3項目目の前段でございますが、いきいきサービスの有料化から3点ほど健康福祉部のほうに質問が寄せられましたので、お答えをしたいと思います。

いきいきサービスの実施主体は老人福祉センターですが、従来からの一般高齢者の利用に加えまして、特定高齢者の介護予防事業の拠点として活用することによりまして、予算の有効活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

積算といたしましては、現在、要支援者のデイサービス料金自己負担の2分の1を予定いたしております。

それから、2項目目の児童クラブのお話でございますが、これは行政改革の中のご提案であり、児童クラブの利用料金及び延長保育料のサービスに応じた適正な負担をお願いするものであります。

実施のタイミングもございまして、他の機関もございまして。そうした部分とあわせて行いたいと思っております。

金額につきましても、今のところは目安でございまして、確定したものではございません。

続きまして、3点目の国保税の値上げでございますけれども、議員がご案内のように、現在の豊明市の国民健康保険の財政状況は大変逼迫をいたしております。常に赤字基調が続いている状況でございます。

一般会計からの法定外、いわゆる赤字補てん分の繰り入れも年々増え続けている状況でございます。

国保税率につきましては、平成8年度に改定を行いました。それから、今年で14年目になります。

国保医療費が伸び続ける中、一般会計も国保特別会計同様大変厳しく、また保険税の収入も伸び悩んでおります。国保特会の運営維持に大変支障を来しております。

現在、豊明市の課税限度額は、法定額よりも4万円低く設定されており、22年度の税制改正、現在国会で審議中でございますが、こちらの地方税法の改正がありますと4万円引き上げられる。さらに、協会健保の保険料も値上げが現在審議されております。私どものほうは、差し引き8万円の差が現実には生じることになります。

今後、低所得者層の方々にできる限り影響がない範囲内で課税限度額の引き上げを検討してまいりたいと、このように考えております。

終わります。

No.67 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.68 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、地域主権を視野に入れた行政改革についてから再質問をさせていただきます。

まず、監視力の強化、市民参加の拡大をということでお願いいたしましたけれども、情報公開制度とかパブリックコメントをやっているということですが、確かに公開制度はできましたけれども、それで、今申し上げましたような地域主権、透明性や情報の提供というものに十分こたえているものなのだろうか、大変疑問に感じておりますが、それでもうよしと、それ以上何もやらないということなのか、お聞きしたいと思います。

それから、パブリックコメントですけれども、どのくらい市民の方から意見が寄せられていますか。これには限らず、全体としていっぱい意見が出ているようには見られませんが、その実績についてお答えください。

No.69 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.70 ○企画部長(宮田恒治君)

今回の行政改革のパブリックコメントについては、数件であります。数件というか、数人

の方からの意見が寄せられていました。

ほかのパブリックコメントについてはちょっと件数を覚えておりませんので、ここでの答弁はちょっと控えたいと思います。

それから、情報公開の関係はこれで終わりかということでもありますけれども、決してこれで終わりということはないと思います。

説明責任というのは、市のほうとして責任がありますので、そういった必要な部分はどんどんこれから情報は公開していくものと思います。

以上で終わります。

No.71 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.72 ○15番(山盛左千江議員)

パブリックコメントですけれども、今までの結果が、まだホームページに残っているものを見ると、1つもコメントが来ていないもの、あるいはあっても数件であったり、とても関心が高いと思われる団体とか個人からのものということで、広く市民から意見が出ているというふうにはなかなか見えないと、そういったものもあるというふうに私は感じております。

それで、各担当課の窓口へ行くか、ホームページで見るという方法をとっているものから、パブリックコメントをやっているということも、広報には少し書いてありますけれども、なかなか気がつかない、どういうものなのかわからないということが起きているのではないかというふうに思いますので、パブリックコメントの制度を行っているのではなくて、いかに多くの市民の方から意見がいただけるのか、そのための方法を工夫していくことが、行政改革の中で求められているのではないかというふうに感じております。

例えば市民コーナーに印刷製本したものを置いて、今、高齢について皆さんの意見を募集していますと、書き込むような用紙と一緒に置いておくとか、そういったような工夫もどんどんしていかれたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

No.73 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.74 ○企画部長(宮田恒治君)

パブリックコメントにつきましては、広報、ホームページ、あるいはそれぞれ担当する窓口

に置いてはあります。

これは、市民の方が来られたときに、すぐその場で質問に答えられることができるようにという形で、担当の窓口を中心に置いておりましたけれども、また今後そういったことが必要であれば、また今後も研究していきたいと思います。

終わります。

No.75 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.76 ○15番(山盛左千江議員)

情報公開についてはこれで終わりではないということですが、どんな取り組みを考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

No.77 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.78 ○企画部長(宮田恒治君)

山盛議員は先ほど、地域主権を念頭にこの質問をされているようでありますが、地域主権が今後の自治体のあり方を多分変えていくのだらうと思います。

ただ、この地域主権の中身が、今この自治体のほうにはまだ何の情報もおりてきておりません。地域主権をもしやられたときには、財源の問題、それから権限の問題、特に格付、枠組みの権限の問題については、これから自治体のあり方を変える問題だと思えます。

そうしたことによって、市民の方と協働して行政のあり方を決めていきたいと考えております。

以上で終わります。

No.79 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.80 ○15番(山盛左千江議員)

今の宮田部長の答弁は、私はとてもおかしいと思うんです。

地域主権なんですよ。国からこういう地域主権ですよとか、こうやって地域主権をなさいよというふうに教えてもらってやることじゃないんです。それでは地域主権にならないと思います。

国から移管されてくる権限については、待たなくちゃいけない部分もあるかと思いますが、けれども、自分たちのことは自分たちで決めるということが地域主権の大もとなわけです。

新しい公共とか、そういう言葉がいっぱい出ていますけれども、そういうことからいくと、指示待ちをしていることが、地域主権といかにギャップがあるかということをもまず自覚していただきたいというふうに思いますが、再度答弁を求めます。

No.81 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.82 ○企画部長(宮田恒治君)

先ほど地域主権で義務づけ、枠づけの問題のことを触れましたけれども、これは今、国がすべての公共施設の設置基準ですとか、行政手続を国が全部法律や制度で決めています。

この制度が廃止もしくは見直しをされたときには、じゃ行政としては新たに条例をつくるか、基準を決めるかという形になっていきますが、こういった問題について、行政が勝手に決めるのではなくて、行政と市民の方とここは協働しながら、新たなまちづくりを進めるべきだということで、先ほどはお答えいたしました。

以上で終わります。

No.83 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.84 ○15番(山盛左千江議員)

では、そういった枠組み、市民とどのようにこれから地域主権を目指して行政を改革していくのか、そのためのルールづくり、あるいは組織づくりについては、今回の行政改革の中には入ってはおられません。

3年間これから進められる行革の中に、そういったことが何も入っていないということに矛

盾を感じませんか。

No.85 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.86 ○企画部長(宮田恒治君)

地域主権の問題につきましては、非常に大きな問題だと思います。市の施策にも影響がある問題だと思いますので、地域主権が具体的にになってきましたら、市としてまた別の計画をつくっていきたいと考えています。

以上で終わります。

No.87 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.88 ○15番(山盛左千江議員)

わかりました。

では、必ずそういった時期が来る、組織をつくられる、新しい計画をつくられるということで期待をしておきたいと思います。

それで、市民にいかに市政に参画していただくか、そのことを今、地域主権でなくても考えなくてはいけないと思うんですが、そうありながら、附属機関の委員数の削減というものが、この行革のアクションプランの中に入っておりますが、それはどうしたことでしょうか。市民の参加の窓口を小さくするというふうにも受け取られるわけですが、説明を求めます。

それから、議会の機能強化については、答弁がございませんでしたが、その点についてはどのように考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

No.89 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.90 ○企画部長(宮田恒治君)

それぞれの委員会の規定につきましては、規則の中で何人以内という形でそれぞれ規

則は定めております。

何人以内で決定するかによっては、その審議する内容等を十分これから審議しまして、その必要な人数、必要最小限の委員数で今後も進めていきたいと考えております。

それからもう一点、議会改革の件につきましては、これは市長と議会の権限というのは、全く別の権限が地方自治法の中でも定められておりますので、同じ市民の方から選ばれた市長に対しての執行機関と、それから議会の議員さんに対する監視機関というのは全く別の権限でありますので、市長のほうから議会に対して改革を提案するということは、これは適切ではないと考えております。

以上で終わります。

No.91 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.92 ○15番(山盛左千江議員)

ということは、この国が示した方針の中に入っているけれども、市のほうから、市長の側からは提案はできない。ということは、議会の側から提案せよということなのでしょうか。

No.93 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.94 ○企画部長(宮田恒治君)

国から示された新たな指針の内容は、これは自治法に基づいた国の情報提供という形になります。

この項目を必ず実施せよということではありません。この項目を参考にし、それぞれ自治体に合わせて改革プラン、行革を進めよという形の通知でありますので、決して全部を網羅しなければならないということではないと思います。

以上で終わります。

No.95 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.96 ○15番(山盛左千江議員)

これは、その国のほうが示しているものをプリントしたんですが、その中の地方議会の中には、「地方分権の進展に伴い、地方議会の果たすべき役割がますます増大しており、これを踏まえた議会運営が一層求められている。その一方で、議員の定数や報酬に対する各方面からの批判があることも留意する必要がある。住民等に対する説明責任を果たすよう努めること。それから、行政改革大綱等の進捗状況や、執行機関の行う行政評価の結果等について、報告、説明を求めるなど、執行機関に対する監視機能をみずから高めていく取り組みを積極的に行うとともに、住民の多様な意見を把握し、集約、反映させる取り組みを積極的に行うことが望ましい」というふうに書かれているわけです。

それで、アイデア五輪をやられました。その中にも、議会に対する要求が7つ、8つ、見方によってはもう少しあったと思いますが、市長が求められたアイデア五輪の中に、議会のものもありました。それは、どのように対応されるのか。

また、全部これをやらなければいけないわけではないけれども、この部分は入れないというふうに判断したのはどういう理由なのか、お願いいたします。

あえて外した理由をお聞かせください。

No.97 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.98 ○企画部長(宮田恒治君)

先ほど言いました、国の指針から17年のときに通知を受けまして、その中に地方議会のことについても触れてあります。

1点、議会改革につきましては、先ほど答弁したとおりです。

そしてもう一点、この議会改革の中に、今、山盛議員が読まれたとおり、行革に対する結果、それから行政評価に対する結果も報告しろというのがここに書いてありますが、既に豊明市としては、それは以前から議会の皆さんにお知らせしてありましたので、あえて8つある実施項目については、行革プランの中には含めませんでしたというのが1点目。

そしてもう一つ、アイデア五輪の結果はということでありましたけれども、市民の方からも確かにそういった意見は寄せられましたが、先ほども申したとおり、市長の権限と議会の権限は違うという形で、その行革推進委員会の中では、アイデア五輪の中ではその分については取り扱わないという結論に至りました。

以上で終わります。

No.99 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.100 ○15番(山盛左千江議員)

こんなことばかりやってられないので、議会について入っていないということ、それについて本当は議会のほうから何かしら提言を出して、もう少し前向きに協力してやっていこうという姿勢があったらよかったのになと、私自身は反省しておりますけれども、今後そういう取り組みが議会でまとまりましたら、ぜひ皆さんと一緒に行政改革に加えるような提案をしていきたいと、それが理想だろうというふうに考えておりますので、この点についてはここで終わっておきます。

先ほどの市民提案型まちづくりについては、もう既に第2次プランにのっているからということだったのですが、先ほど部長は実施しているものとか、ほかのプランに掲載しているものを上げないから、私が提案させていただきました地域のモデル事業だとか、職員担当制は入れないんだというふうにおっしゃいました。

地域提案型まちづくりは20年度から予算化されておまして、既に実行されている事業です。

それが、21年は社会福祉課の関係で、地域福祉の関係で、一部予算がそちらにもつきまして、いろいろな事業が行われました。

今度、22年度予算を見ると、その地域福祉の関係の提案型はなくなってしまって、協働のものだけになりました。だから、一たんは膨らんだのですが、またしぼんでしまったと、そういうことで、何でこうなるんですかというのが1つ。

それから、先ほど説明にありました、ほかでやっているもの、ほかのプランにあるもの、既にやっているものは、のせないと言っているのにこれはのっていて、私が「のせたらどうですか」と言っているのは「あるからのせない」と、ちょっとこれはおかしくないですか。

よほどのせられない理由があるならば、それを説明していただきたいと思いますし、そもそもこの第2次アクションプランの中に、市民協働を進めていくような事業がとても乏しいんですよ。さっき言いましたよね。

ですので、ほかのプランであっても、やるというふうに目指しているものならば、ここに上げて進捗状況が、進行管理がきちっとされる行革の審議会の中で、この実現に向けて努力をしていくと、そういったことが必要なのではないかと思います。いかがでしょうか。

No.101 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.102 ○企画部長(宮田恒治君)

行革プランは、基本的には先ほど言ったように、新たな課題が生じたとき、その課題についてどう解決していくかを中心に掲載しています。

そして、先ほど言ったように、ほかの計画にのっているものについては、その計画に基づいて遂行していきますので、あえて行革プランの中にはのせておりませんでした。

それからもう一つは、もう既に実施されているものは今回の中にも含めていません。

実施されているものをなぜ含めないかといいますのは、これは行革の結果を全部公表しています。

そして、具体的に結果をお知らせするために、金額で幾らその削減効果があったかということをお知らせしておりますので、既に実施されているものを行革プランの中に入れてしまいますと、その改革の金額、効果が水増しされてしまう結果になってきますので、基本的には、先ほど言いましたように新たな課題の部分だけを中心に改革プランの中に入れております。

以上です。

No.103 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.104 ○15番(山盛左千江議員)

だから、市民提案型まちづくり事業はもうやっているんですよ。ほかのプランにもものっているし、既にやっている継続の事業なんです。だって、今すぐく力を入れて言われたことと、矛盾していませんか。

知らないんですか、これがみちしるべの中にのっているということ。それから、20年度から継続されている事業だということをご存じないんですか。ご存じなくて言っていらっしゃるんですか、それを一つ聞きたいです。

それからもう一つ、先ほど言いました社会福祉の関係の市民創発事業、地域福祉計画に基づいてのものですが、それが今回なくなりました。これは予算とも関係するのですが、なくなりました。

今の提案型と創発事業を合わせて、市民からどのくらいの提案があつて、内容はどうだったんですか。余り芳しくなくて、これは継続すべきではないというような判断があつたから事業を縮小されたのか、その状況についてご説明をいただきたいと思います。

No.105 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。
宮田企画部長。

No.106 ○企画部長(宮田恒治君)

質問にありました、幾つかの市民提案型については、市民の協働まちづくりの計画の中にあることは、一部は承知をしておりますが、全部の計画内容をちょっと詳しくは存じておりません。
以上で終わります。

No.107 ○議長(坂下勝保議員)

平野市民部長。

No.108 ○市民部長(平野 隆君)

市民提案型まちづくり事業について、平成 21 年の申請は6件、それで3件の採用ということを実施いたしました。
終わります。

No.109 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.110 ○15番(山盛左千江議員)

特に地域創発型、今回中心になったほうの事業の提案数と実施についても説明いただきたいと思います。
それから、なぜ縮減されたのかについてもお願いします。
さらに、私が提案させていただいた地域担当職員制度とか自治モデル導入については、では市民部長にお伺いしますが、協働のみちしるべに、担当制度については 22 年までの前期に、それから地域モデルについては 23 年からの導入の検討ということになっておりますが、これはじゃ行革にのせなくて各プランでとおっしゃるのであれば、間違いなく実施されていくのか、ご答弁をお願いいたします。

No.111 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。
濱嶋健康福祉部長。

No.112 ○健康福祉部長(濱島義和君)

社会福祉課の事業でございますけれども、なぜ 21 年度単年度かということでございますけれども、この社会福祉課の事業につきましては、地域福祉計画、これの作成に当たりまして、いわゆるキャンペーン的に行いました。

そうした関係もございまして、21 年単年型ということで終了いたしました。

終わります。

No.113 ○議長(坂下勝保議員)

平野市民部長。

No.114 ○市民部長(平野 隆君)

自治モデル制度の導入、みちしるべのほうで後期分ということで、23 年から 27 年までの後期分ということであります。

この掲載する、しないというお話は、また企画のほうの今のご意見を伺っておりますので、協議をする必要があるかということは思います。

ただ、みちしるべには確かにのっております。

終わります。

No.115 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.116 ○15番(山盛左千江議員)

ですから、みちしるべにのっている事業だからここにはのせないという企画部の判断なわけですから、みちしるべにのっているこの2つの事業については、担当職員制度は 22 年、今年中にやるんですよ。やる計画になっているんですよ。それはやるんですねということ。

それから、地域モデルについては、23 年から進めていく、検討していくということになっているんですから、行革には入れないけれども、このみちしるべの中でやっていくんですねということを確認しているのです。

お願いします。

No.117 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。
平野市民部長。

No.118 ○市民部長(平野 隆君)

みちしるべにのっている項目については、順次所管のほう割りが振りしてございますので、そちらのほうと、それから企画に、プランにのせるのせないはあれですけども、順次計画にのせていくということで、実行していくということが大前提の計画になっていることは認識しております。
終わります。

No.119 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.120 ○15番(山盛左千江議員)

実行するのが大前提とか言って、またそこで最後ぼやかすんですね。
だから、そういうことにならないように、進行管理がよりしっかりされている行革の中に、このテーマの事業が少ないんだから、あれをのせたり、これをのせなかったりするのではなくて、重要なものはきちっとのせて進行管理をしながら実施していく、強制力を持たせたらどうかというふうに、担当課がつくった計画をきちっとやってもらえるように私は一生懸命言っているのに、何で最後にそういうふうにぼやかすのか、ちょっとわけがわかりませんが、しっかり見ていきたいと思います。
もう一度、実行するんですねということだけ、後からお答えをいただきたいと思います。
それと、定員管理の件ですけども、私がお聞きしたのは、分野別とか職種別の定員管理計画をつくりますか、つくってくださいということだったんですが、それについては答弁がなかったと思います。
お願いします。

No.121 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。
宮田企画部長。

No.122 ○企画部長(宮田恒治君)

先ほど言いました、定員の最終年度の491人の中には、分野別の職員も含めた中で決

めてあります。

その内容については、毎年広報でお知らせしていると思いますが、毎年1回ですが、職員の給料ですとか定員管理については、この広報で市民の方にお知らせをしております。

それから、この中で書き切れなかった、掲載できなかった分については、ホームページのほうにも掲載しております。

その中で、最終目標年度と、それから分野別の職員の構成がそこに記されておりますので、その中で市としても分野別の職員構成は公表しているという形になっております。

以上です。

No.123 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.124 ○15番(山盛左千江議員)

ごめんなさい、私の質問は、こんなところで時間をとらせないでくださいよ。計画をつくってくださいという質問なんです。結果を公表してくださいなんて言ってないじゃないですか。

だから、結果が公表できるように、きちっと分析をしているんです。だったら、何年の間にここは減らします、ここは減らしませんか、そういう計画をつくったらどうですかというふうに言っているんですが、いかがですか。

No.125 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.126 ○企画部長(宮田恒治君)

公表している資料の中では、それぞれ総定員数、それから事務職、保育士、それから消防職、それから技能労務職に分けて、それぞれ目標年度までにこの定員を何人にするかということは既に公表をしています。

ただ、これから途中の経過年数も多分詳しく公表しろということだと思いますけれども、これからの市民の方のニーズ、それから市の行政対応につきましては、年度ごとに、多少入れかわりがあるかもしれませんが、最終年度の27年度は491人体制でいきたいと考えております。

それから今、市が特に職員で重要配置しているのは、市の中心事業であります、安心・

安全のまちづくりを目指しておりますので、今、保育士の関係、それから消防職の関係は、基本的には現在の数値とは将来的には余り変わらないというのが、今回の分野の感じにはなっております。

以上で終わります。

No.127 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.128 ○15番(山盛左千江議員)

安易な市民負担は行わず、コストの縮減に努力するよにという質問のほうに移ってまいります。

いきいきサービスの件ですけれども、行革案を見ますと、43万2,000円の収入を見込んでいて、今の答弁ですと、予算の有効活用を図っていくというふうに言われました。

43万2,000円を950万円の事業費に対して、有効活用と言っても本当にわずかですよ。で、この対象者は虚弱老人なわけですし、減免制度もあるというふうに聞きました。

実際、収入として上がってくる金額は、43万を間違いなく下回るだろうというふうに見込むわけです。

そうすると、事業費の中の数パーセント、3%くらいになるんじゃないかと思うんです。でしたら、この950万円のほうの事業費のほうを5%でも下げれば、そうしたら47万5,000円浮いてくるんです。

そういうふうに考えることが行政改革であり、無駄の縮減じゃないんでしょうか。大きな事業費の中の少しを工夫することで、5%、3%をコスト縮減することで、虚弱老人からお金を取らなくても済むんですよ。そういった考えはなかったのでしょうか。

No.129 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.130 ○健康福祉部長(濱島義和君)

経費の縮減はもちろんでございます。

今回のこのいきいきサービスの有料化につきましては、最初の答弁でも申し上げましたとおり、要支援1、2の方でもデイサービス、いわゆる介護保険の10%を自己負担なさっていただいております。

そして、いきいきサービスにつきましては、いわゆる虚弱老人、いわゆる特定高齢者の部分のそのデイサービスがございませんでした。ということで、特定高齢者を中心にいきいきサービスを実施したい。

それにつきましては、やはり要支援のデイサービスでお支払い願っている方の2分の1くらいの金額が妥当ではないかという設定のもとに、この金額が設定されております。

再度申し上げますけれども、950万云々につきましては、当然予算の縮減といえますか、経費の縮減は図っていくつもりでございます。

終わります。

No.131 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.132 ○15番(山盛左千江議員)

先ほど一色議員の質問の中でも、高齢者の予防事業だとか、健康とか、そういうことはたくさん質問に出ていて、市としてとても取り組まないといけない重要な分野なわけです。

300円を取って、経済的な理由もあるでしょうし、その300円だけじゃないんですよ。その方たちは毎回600円実費も払われているので、1回行くと900円お金がかかるんですよ。

そういったことに本当に踏み切るほどの効果があるのか、別にやることがあるのじゃないかというふうに考えているわけです。

それで、1番から5番まで提案をさせていただきました。

一番最初は、退職金については市に権限がないからということですがけれども、以前も1回、私は一般質問をさせていただきました。同じ答弁でした。

市が単独でできるとは当然思っておりません。構成団体がたくさんありますので、そこに、ですから私が申し上げたように退職手当組合に提案したらどうですかと、だれかが言い始めないと、だれかが鈴をつけないと始まらないということです。

単独で組合をつくらずに退職金を管理している自治体なんかは、もう首長の公約のようにして退職金削減なんていうのが言われるんですけども、組合に入っていることを口実に逃げているというのは、とてもずるいんじゃないかというふうに思いますが、この点については、再度提案をする意思があるかどうか、確認させてください。

それから、長期継続契約についてはいかがなんでしょうか。やりようによってはうまくいくのではないかというふうに思いますけれども、こういったことは可能なかどうか。

それから、入札や物品の購入についても同じですがけれども、委員さんが十分に検討して

決めてくださる、それは結構なことです。大いに議論していただきたいと思いますが、職員の方々がこういったことについて、どういう考えを持っておられるのか、聞きたいと思います。

No.133 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.134 ○企画部長(宮田恒治君)

退職手当組合に提案すべきという質問がありますので、退職手当組合は一部事務組合であります。一部事務組合を設立した時点、もしくは加入した時点で、市としての権能はそこではありませんので、今回、退職手当組合に対しまして、こうした提案をすべきではないと考えておりますが、退職手当組合がそうすべきだと判断された場合は、当然その決定に従うべきだろうと思います。

以上で終わります。

No.135 ○議長(坂下勝保議員)

山本総務部長。

No.136 ○総務部長(山本末富君)

長期継続契約のお話がありましたので、私のほうからお答えをいたします。

22年度から新しく役務の提供のほうも取り組むことにいたしました。

今回は主に施設警備、こういったものの中に、今まで随意契約でやっていたものを、長期継続契約の中で入札でやっていこうということで取り組みを始めました。

今後も、このほか清掃委託であるとか、給食の配送業務、ガードマンの警備等、可能なものはどんどん取り入れていきたいとは思っております。

ただ、長期にわたりますので、その取り扱いといいますか、その辺は慎重に判断をした中で進めていく必要があると思います。

それから、入札改革の中ですけれども、現在、各課のほうで既に仕様内容とかいろいろなものを見直しをしております。

現在しておりますので、また指名業者の関係ですと、指名業者選定委員会、こういった委員会もございますので、行革のほうにすべて何でも上げなくてはいけないかと言いますと、それぞれ持ち場といいますか、専門のところもございますので、なじむものとなじまないものがあると思います。

以上で答弁を終わります。

No.137 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.138 ○15番(山盛左千江議員)

退職手当組合ですけれども、市に権能がない、組合がそう判断した、組合ってだれですか、何ですか。

組合の構成員が各自治体の首長だったりするわけですね。だれなんですかね。組合ということによって、何か対象者がぼやけちゃうんですよ。本当に退職手当組合でこういうことをやろうよ、検討しようよと言えないんですか、言ってはいけないんですか。

だれが言い出せば可能なんですか、それをご説明いただきたいと思います。

それから、長期継続についても、入札のいろいろなことについても、仕様についても、やってくさるといふことで、それは結構なことで努力していただきたいと思います。

何を行革にのせて、何をのせないのか、その辺の選択もあろうかと思えますけれども、もう一回引っ張り出しますが、国のほうが示したその指針の中に、入札とかそういった契約のものも入っているんです。

だったら、当然のせればいいんじゃないかと思えますし、行革は、先ほど部長が言われましたように、成果をきちっと数字で市民にお示しするわけです。

そのときに、出てきたほうが格好いいじゃないですか、努力が見えるじゃないですか。職員を減らせとか、給料が高いぞと言われなくても、こんなに努力していますよということをきちっと市民にわかるようにする。それも一つの説明責任だと私は思います。

ですので、可能なものは、特に国が示した項目、幾つかありますよね。その中に、合致するものは、たとえほかのものとダブっていても、きちっと上げて数字で示して説明をする。で、市民からきちっと評価を受ける。

そういった行政になっていくことも、改革の一つの大きな点ではないかと思えますので、本当は上げていただきたい。ぜひ上げるように検討していただきたいというふうに思います。

それから、公金徴収の一元化についてですけれども、これはいかがなんでしょうか。私は各料金のほうですけれども、ちょっと調べさせていただきました。

保育のほうの滞納が、今保育園に通っている人の分は除いて、卒園してしまってもまだ滞納の方が65人、介護保険については203人、下水道はちょっと多くて1,430人、給食については13人、後期高齢者は8人ということで、今、収納課がやっていないものを見ても、下水道を除くとそんなに多い数じゃないんですよ。

とするならば、一元化をしても何とかやっていけるんじゃないかというふうに思います。

滞納処理は必ず2人で行きますので、児童課の職員が2人で行き、市の収納課の職員が2人で行き、というのはとても無駄ですし、市民のほうもとても不快になって納税意欲も減退するかもしれませんので、この点についてもぜひ加えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

No.139 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.140 ○市長(相羽英勝君)

退職手当組合の関係のことについて、簡単にご説明しますが、最近マニフェストで選挙を行われるというようなことで、近隣でも岩倉市とか知立市とか日進市とかそういうところで、退職手当組合に入りながら、自分たちのマニフェストで数字を出していくというようなことは、市民にある意味ではできない、退職手当組合で協議をしてやらきやいけないものを、先行してやられたところがあるわけでありまして。

そういうものを実は取り上げまして、退職手当組合で協議をいたしました。今加入の退職手当組合の理事で協議をいたしましたけれども、この提案については、とりあえず今の基準というのはそんなにべらぼうに高いものでないと、こういう認識で、あるいは正当な形であるということで、その提案は却下されております。

ですから、これは退職手当組合自身で、私も退職金を当てにしておかなくてということでも市長をやっているわけではありませんから、そういう意味では、市民の皆さんがお高いということをおっしゃるんだったら、それはそれなりのご意見は、その退職手当組合で私も理事ですから、お話をさせていただいても結構です。

以上です。

No.141 ○議長(坂下勝保議員)

宮田企画部長。

No.142 ○企画部長(宮田恒治君)

2点目の行革のプランの追加ですけれども、今回の行革プランに掲載しなかったものはもうやらないということでは決してありません。

第1次アクションプランのときに結果を公表しながら、そして結果とともに、新たに追加したプランはこういうプランでありました、結果はこうでしたという報告をしておりますので、第2次アクションプランについても、同じように結果が出たものはプランに追加をして、また公表していく考えであります。

それから、3点目の滞納整理の関係ですけれども、今回の組織改編に当たりまして、こう

した滞納の一元化については、ちょっと委員会の中でいろいろ議論をいたしました。

職員が減っていく中で、どう効率的な滞納整理をしたらいいのか、それからシステムの問題、それから説明責任の問題、あるいは民間委託ができないのかということもいろいろ議論をいたしましたけれども、結果がちょっと結論に至りませんでしたので、今回のことはこれからの研究課題としてまいります。

以上で終わります。

No.143 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

残り時間が2分 48 秒ほどであります。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.144 ○15番(山盛左千江議員)

ありがとうございます。

上げなくてもやるということであれば、ぜひやっていただいて、その成果はきちっと市民に公表する。それはいいことだと思いますので、頑張っていたきたいと思います。

退職金については、市長も発言していきたいというようなことだったので、今の金額が基準より高いと思わないという、その感覚はちょっとびっくりしましたが、4年で 2,000 万円近くいただける。それは市長さんお忙しいのでしょう、大変だと思いますけれども、ちょっと民間ではやはりあり得ないですね。

今、河村さんが「一般と同じくらいの議員の給料にしようよ、800 万円に下げようよ」と言っていますよね。「ぼくも 800 万なんだから」みたいな、そういう感覚でいけば、民間の方が4年間で 2,000 万円もらうというのは皆無ですので、そういうことも視野に入れて、ぜひご協議を進めていただきたいというふうに、これは期待をしておきたいと思います。

それで、徴収の一元化については、結局やるんだかやらないんだかという感じなんですけれども、よくわかりません。

他市の例をちょっと見ましたところ、相当に効果が上がったと、人件費をつけても、人をつけても、それ以上に効果があったというような結果の公表もありました。

ですけれども、豊明市の場合は少ないですので、料金の部分についてはそんなにたくさん滞納者がいるわけではなく、毎月徴収するわけでもないの、何とか一緒にできないか、再度工夫をしていただきたいというふうにお問い合わせをしておきます。

それと一番最初のところ、地域主権ですけれども、いかに市民の方々に行政に参画していただくかということで、今はやりの事業仕分けというものがあります。国が示した方針の中にも、事業仕分けの中で浮かび上がったものを挙げていきなさいというような考え方も示されています。

予算の経過過程の公表、こういったことも各自治体はどんどん進めてまいりました。

行政改革というのは、さっき壇上でも申し上げましたけれども、市民のサービスを向上していくために、行政がどのように仕組みを変えるのか、情報や人や金をどういうふうを使うのか、その工夫をするということなんです。市民から負担をしてもらって、職員が人件費を削って事業費に充てるという問題ではない。それをご理解いただきたいと思います。

以上です。

No.145 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、15番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時15分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時12分休憩

午後1時15分再開

No.146 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 近藤郁子議員、登壇にてお願いいたします。

No.147 ○2番(近藤郁子議員)

通告に従い、質問させていただきます。

その前に、私の議員活動も3年過ぎ、1期最終の年に当たり、会派の会合の中でも豊明市で育った子どもたちが、「子どもは豊明、故郷で育てたいと思えるまちに」と申し上げてまいりました。

これは、豊明市の未来を担う子どもたちが、自分の育ったまちを、自分が育ってきた環境を、そして人の輪をどれだけ大切に思えるか、その思いが明るい豊明市の未来に欠かすことができないということの一つの表現であるわけですが、たとえ豊明市に帰ることができなくても、ふるさと納税をしたいと思えるような魅力あるまちにしていかなければなりません。

今年1月のデータによると、豊明市の人口は6万8千人台から動かず、出生・死亡人口はフィフティ・フィフティ、転入転出は転出が上回っています。

商工業のまちでなく、ベッドタウンとしての豊明市の魅力、活性化をどうつくっていくのでしょうか。

さて、来週、市内中学校で卒業式が行われ、ようやく私の子育ても一段落いたします。

とは言え、我が子の子育てとは別に、小学生の子どもたちと活動をともにすることもあり、豊明市の子どもたちについては、私の中で優先順位が高いということは言うまでもありません。

国の子育て支援では届かない我がまちの子どもたちのことについて質問いたします。
ベッドタウンとして豊明市に在住してもらうためには、欠かすことのできないことだと思っています。

では、その中から中学生海外派遣について伺いたいと思います。

この事業は、市の財源不足により、18名派遣が12名派遣に削減されたことは、教育委員会にとって苦渋の決断だと伺ったのは一昨年のもので、予算を一層精査してよりよいものと伺った記憶がございます。

2年目の今年度は、残念ながら新型インフルエンザのために中止になり、参加予定の生徒たちにとっては、せっかくの機会がなくなり、残念であったと思います。

この事業に対し、親の経済状態が子どもの希望をなくすようなことにならないか、格差を生む事業にはならないかと心配しましたが、後藤教育長にかわられてからの質問の折に、国際感覚を養うための事業について、再度内容見直しをと伺いました。

中学生にとってより効果的な事業にするために再考するものであったと記憶するのですが、その後、この事業に対してどのような見直しがされ、来年度に向けてはどのようにされるか、伺いたいと思います。

次に、図書館の整備充実に向けて質問するものです。

主要事業に挙げられている図書購入費が近年減少の一途をたどっているのは、財政難にあっては仕方がないと言いかねないのですが、予算を額面どおりにこなすのではなく、何倍にも価値が上げられるよう、より有効的に使うために、例えば市民から読み終わった本の買い取りを募ってはどうかと考えます。

最近、本を購入後、意識してきれいに読み、その後は古本業者に持っていく時代です。インターネットでも、同じ本に対し、新しいものとリサイクル品が並んで、選択し、購入できるようになっています。

図書館としては、新刊の中でも最新のものが並ぶということも必要かもしれませんが、「今、図書館ではこの本を購入予定です。読まれた方があれば」等の募集をかけてみるようなことはできないでしょうか。

図書館のみならず、学校図書に関しても一考してはと考えますが、当局の考えはいかがでしょうか。

続いて、このたび、長年にわたり多くの方にご尽力をいただいていた地下鉄誘致の運動を最小限の規模にし、実質市民レベルの誘致組織を解散することになったことについて、市民にはどのように説明していくのでしょうか。

地下鉄誘致促進期成同盟会の歴史は長く、改めて市民が口にすることは少なくなりましたが、いつかは来るだろうと、かすかな希望を持ち続けていたことは否めません。

地下鉄工事がなされる徳重を目の当たりにし、次は豊明市の番だと思える市民も少なくありません。

誘致活動を縮小する理由について、市民に知らせるべきだと考えますが、どのように考

えていらっしゃると思いますか。

豊明市に近い地下鉄徳重駅開業に当たり、そこまでのアクセス等、市としてどのように考えていくのか、伺いたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わります。

No.148 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.149 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、2点についてご質問をいただきましたので、ご答弁を申し上げます。

まず1点目、中学生の海外派遣についてでございます。

ただいま議員が壇上でおっしゃられたように、中学生の海外派遣につきましては、平成4年度より今年で18回目でありましたが、ご承知のとおり、受け入れ先でありますオーストラリアのシェパトン市で、広域にわたる新型インフルエンザ感染が発生したため、派遣生徒12名が決定し、一部語学研修等を実施いたしました。生徒の健康上の安全を第一と考え、今年度は残念ながら派遣中止といたしました。

ご質問にもありますように、この中学生海外派遣事業は、中学生という心身ともに飛躍する成長期に、海外生活を体験し、国際感覚を養うことを目的とした事業であり、意義あるものと考えております。

21年度は派遣中止となりましたが、参加募集には3中学校で35名の応募があり、抽選会の結果12名が決定をし、残念ながら23名の生徒が抽選に漏れたという結果となりました。

ということで、3年生以外は翌年度新たに参加を期待することとなりました。

この事業の見直しの件であります。派遣の人数を12名から9名に減少すること、それから自己負担額の15万円の軽減を図ることなどのご提言をいただいておりますが、来年度については、でき得る限り事業費全体を精査した中で、今年度同様に実施をしていきたいと考えております。

かわりまして、2点目の図書購入について、まず図書館についてであります。

図書購入費削減の中で市民の協力を得ていくことは、非常に重要であると認識しております。

今回ご提案の趣旨には、非常に参考になる点もありましたので、今後の施策の中で生かしていきたいと考えております。

現在、図書館では、市民の協力を得る方法として、寄贈を受けております。

20年度は1,000冊余りの寄贈を受けました。このうち、新刊、予約の多い本を中心に、読

まれたものの寄贈を呼びかけて、この呼びかけに対する実績は年間 10 冊程度でありましたが、予約待ち解消、経費削減には非常に有効な手段でありますので、今後も寄贈本を増やしていくためにPR方法等を工夫していきたいと考えております。

ご提案の市民の蔵書買い取りにつきましては、図書購入費の有効利用になると思いますが、現在は無償で寄贈を呼びかけておりますので、その方法を拡充していく中で考えております。

買い取りにつきましては、今後研究をしていきたいと思っております。

なお、寄贈本を増加させるための具体策として、呼びかけた本を寄贈していただいた方に対し、何か特典を与えるというような方法もあると思っておりますので、実施に向けて検討をしていきたいと思っております。

あわせて、予約、閲覧の多い本の古本に関しては、状態のよいものがあれば購入していくことも検討していきたいと思っております。

いずれにしましても、ご提案がありますように、図書購入費を有効に使うために、いろいろな施策を積極的に研究、実施していきたいと考えております。

今の図書購入の関連の学校図書については、学校図書の購入は、無償による古本回収を行ったり、古本購入を一部PTA会費により行っていただいております。

以上で答弁を終わります。

No.150 ○議長(坂下勝保議員)

宮田企画部長。

No.151 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、質問の3点目、地下鉄誘致のてんまつについて回答いたします。

地下鉄6号線を延伸するため、昭和 53 年にこの会が発足をいたしました。

しかし、平成 22 年2月 16 日の臨時総会において、この会が解散することに至りました。

地下鉄誘致促進期成同盟会は、これまで 31 年余の長きにわたって、名古屋市、愛知県、国等へ陳情活動をしてきたわけですが、この間の市民の皆様や関係団体の多大なご協力は計り知れませんでした。

しかし、地下鉄の延伸状況をかんがみますと、ご存じのように、地下鉄が名古屋市域を越えているのは、現在車庫が設置されています日進市の赤池のみであります。

その中で、地下鉄6号線の徳重駅にも車庫を設置する工事を進めており、豊明市までの延伸は非常に厳しいものがあります。

このまま同盟会を存続して活動を続けても、希望が持てないのは明らかであるとの判断をされまして、先月をもって解散することとなりました。

同盟会の解散を受けて、今後は名古屋市等への陳情活動などは、豊明市が継承をして

いきます。

市民の皆様には、このような経緯につきまして、「会報地下鉄誘致だより」を発行し、周知することを予定しております。

また、市民の交通の利便性向上を図っていく観点から、地下鉄徳重駅を活用していくことは重要なことと思います。

徳重駅のアクセスは、例えばひまわりバスを乗り入れることが可能かどうかなどは、今後研究していきたいと思います。

また名鉄は、地下鉄の開通に向けて、前後駅から藤田保健衛生大学病院経由で、徳重駅までのバスの路線を検討中であると伺っております。

以上で答弁を終わります。

No.152 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.153 ○2番(近藤郁子議員)

では、中学生の海外派遣について、もう一度伺いたいと思います。

今後も精査をしてということをお答えいただいたわけですが、去年、一昨年にもその旨を聞いてまいりました。

それにもかかわらず、同じような内容で進められるというのは、これがベストだというふうにご検討いただいているということなのではないでしょうか、お聞かせいただけますでしょうか。

No.154 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.155 ○教育部長(竹原寿美雄君)

昨年来と同様に実施するというご意向で行ってほしいということで、ベストかどうかということとは難しいですが、前年度と同様にはやってほしいと、そういうことをご理解をお願いしたいと思います。

No.156 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.157 ○2番(近藤郁子議員)

ということは、個人負担も昨年同様 15 万円ずつを徴収される。

言いかえると、私がとても気になるのがそこにありまして、個人で 15 万円を出せられる家庭の子しか、行きたいという子たちが多分、去年 35 名ということだったと思うのですが、興味のない子もおりますので、その 35 名以外の方が用意ができなかったとは申し上げないのですが、興味があっても手を挙げられない子どもたちもいたのではなからうか。

この 15 万円に関して、出せられるおうちの方、かつ興味のある子どもたち 35 名の中で抽選をされて、12 名の生徒さんが選ばれたということですがけれども、最近、新聞でも学費が払えず、高校の卒業証書がもらえない生徒がいるという時代にあって、そういう今の時代、親の長引く不況が 15 万円に対してどういうふうに子どもに影響を与えているかというようなことは、検討されたのでしょうか。

No.158 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.159 ○教育部長(竹原寿美雄君)

この事業は、教育のほうでやっておりますけれども、授業料の部分については、義務教育の中で実施をしていくということでありましてけれども、この海外派遣事業は教育の一環ではありますけれども、必ずしも必須ということではありませんので、幾らか応分の負担をいただいた中で、この事業の継続を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.160 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.161 ○2番(近藤郁子議員)

これは、豊明市の義務教育の子どもたちに募集をかけるものであると思います。

私学に行っている子どもたちは除外されているというふうに思っておりますけれども、それが教育課程の中の一環、みんなでするものではなくて、特別な子どもたちを対象にするものだということで認識していいのでしょうか。

そのために、今回 385 万円何がしの予算が組まれたというふうに認識していいのでしょうか。

No.162 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.163 ○教育部長(竹原寿美雄君)

特別な方という言い方はしておりません。教育の一環ではありますけれども、義務教育を受ける子にすべて行っていただくわけにはいきませんので、そうした予算の枠の中で考えていかなければいけないということでもありますので、その応分の負担をお願いするものであります。

終わります。

No.164 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.165 ○2番(近藤郁子議員)

行政がやる事業で、それも義務教育の子どもたちに対するもので、もちろん興味のない子どもたちにとっては全然構わないことですが、そうでなく、この不況の中で子どもたちが、特に今、日本で言われているのは、日本の子どもたちの貧困の格差がすごくあるというふうに言われていることに対して、教育委員会としてももう少し敏感な対応がなされているのかどうか、それも検討された上でのことなのかどうかということも伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

No.166 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.167 ○教育部長(竹原寿美雄君)

この事業につきましては、継続をまずして実施をしていきたいということを思った上で、また、この 22 年度予算の要求をさせていただいているわけですが、その応分の負担をしていただくわけですが、それを無料にするということは、現在の豊明市の財政状

況やいろいろなことを考えますと、市民の方に新たな負担をお願いしたり、負担を増やしたり、それから全市的に一律補助金のカットをさせていただいたりというようなお願いを市民の方にしている中で、この部分についてだけ、特別な措置、無償にするというような考え方はちょっとしておりませんので、よろしくお願いします。

以上です。

No.168 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.169 ○2番(近藤郁子議員)

その15万円が高いか安い、公費で行う事業のあり方についてというのは、それぞれの考え方もあるとは思いますが、であるならば、例えば準備段階で英会話のレッスンとか、とても有意義だということを指導室の先生たちにも教えていただきました。

それが、その12名だけしか参加ができない、そういったことはとてももったいないような気がするんですね。せっかくですから、行かれる方は15万円を個人で負担をされて行かれる。

ただ、そういうふうに向こうに行くわけではなく、事前に有意義な英会話レッスンができるのであれば、オブザーバーとして子どもたちが参加できるようなことというのは考えられないでしょうか。

この海外派遣の委託料の、そのお金が多いとか少ないとかを言っているわけではなくて、たくさん子どもたちに少しでも利益といいますか、益がこうむるといいな、伝わるというふう思うのですが、いかがでしょうか。

No.170 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.171 ○教育部長(竹原寿美雄君)

12名以外の方についても、英会話レッスンをという今お話が出ました。

12名以外の方に英会話のレッスンを受けていただくには、また新たな負担の増というのが予想されます。

そうした新たな負担の増というものは、今のところ、この事業については考えておりません。

以上です。

No.172 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.173 ○2番(近藤郁子議員)

先ほどの壇上での質問の冒頭でも申し上げましたように、子どもがふるさとで育って、自分の子どもをもう一度豊明市で育てたいと思うようなまちになるのが、今後、豊明市が活性化する、人口が増えていくということには欠かせないことじゃなからうかと思えます。

名古屋市では、優秀な公立の中学校に、わざわざ転居してでも子どもたちを入れたいという親が多いというふう聞いております。

そういうふう豊明市がなるために、たくさん子どもたちに「ああよかった、親が不況の中であえいでいてとても生活が苦しかったけれども、豊明市が、まちがそういった夢を持たせてくれた」というようなことを思ってもらわないと、豊明市の人口はずっと6万8千人、もしかしたら減っていくかもしれません。できるだけ子どもたちに夢を持たせていただきたい。

この事業をなくしてほしいとかどうのこうのではなくて、できるだけたくさん子どもたちに機会均等を与えていただくのが、行政のこういった事業になるのではなからうかというふうに思えてならないわけです。

その辺で、これ以上お話をしても平行線をたどるばかりだと思いますけれども、これに関しては、もう一度そういったことで、たくさん子どもたちに機会均等を、せめて子どもたちには機会均等、親がその不況で大変な思いをしている中で、子どもたちには機会均等を与えていただけるように、何か対処をいただけるようなことがあるまで、頑張っ私も、この教育委員会の事業に対して、ちょっと見守っていきいたいというふうには思っております。

続いて、同じく図書館のことについてであります。

このように不況が続きますと、やはり心にも余裕がなくなる。そういうときこそ、図書館の役割が重大で、大切な場所になっていくのではなからうかと思えます。

申しましたのは、もちろん市民のことですから、本をたくさん売って、たくさんもうけようと思われる方はないというふうに思っておりますが、ただ最近、新刊で読みたい本を買われた後に、きれいに残して、それを次の本の資源にするといいますか、古本屋さんを持っていけると、そういった方が多いというふうに見受けております。

ですから、豊明市としても、「この本が購入予定なので、もう読まれた方はぜひ」というふうに言うのに当たって、古本屋さんを持っていって何がしかのものが返ってくる。お金が、お小遣いがたくさんある子どもたち、そうであればいいんですけれども、なければ、やはり次

の本を読みたくために、そういったものをやはりポケットにしまっておくわけですね。

ですから、そういったことを豊明市でもできないかというふうに思いました。

何でも持ってきていただいた本をいただくよというのではなくて、この本が欲しいんだけれども、協力をいただけないかというようなことを募集をかけてもいいんじゃないでしょうか。

以前、空き缶の回収ボックスで「くうかん鳥」というのがありまして、最初のころは幾つかすると、2つに1枚でしたでしょうか、貼ると、図書券がもらえるというようなものがあって、とても好評でしたことを覚えているんですけども、できれば、新刊でこちらが図書が欲しい、本当はお金を出して買わなきゃいけないんだけれども、予算をよりいい方向で使うのに、より有効的に使うためにこの本が欲しい。

そういった場合は、新刊ですとどうでしょうか、文庫本ではなくて、新刊ですと1,200円か1,800円くらいするんでしょうか、そのせめて半分でも、3分の1でも金額をつけて「今ならこの金額で図書館で引き受けます」というようなことはできないんでしょうか。

No.174 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.175 ○教育部長(竹原寿美雄君)

そうした方法もあるというふうに承知しております。

そうした方法を実際にやるには、どういうことが生じるかということも考えておりますけれども、個人の方からお買い取りをする場合に、値段の設定ということが生じますけれども、そこを個人の値段、買い取らせていただくための値段の設定が、なかなか難しいことになると思いますので、その古本を売る業の、いわゆる事業としてやってみえる方というのは、もう既にそういう値段の設定というのがされておりますので、利用するのであれば、そういった方法、そうしたいわゆる業者の方から買い取るというような方法のほうが現実的ではないかというふうに考えております。

以上です。

No.176 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.177 ○2番(近藤郁子議員)

市民からの現金購入が難しいということですが、以前のように「くうかん鳥」のようなこと

ができればいいのになというふうに思います。

自分の読んだ本を図書館に持ち込んで、それが並ぶと一層図書館にも愛着がわいてくる、それが市民の気持ちではなからうかというふうにも思います。

学校図書に関しても、古本だとかPTAでということですが、学校図書の役割としては、子どもの成長にはとても欠かせないものだというふうに思います。

ここ数年、司書の方にもお勤めいただいて、学校図書の充実が図られていると思いますけれども、図書は子どもの成長には欠かせない栄養素であると思います。

より充実をというふうに言うものの、ない袖は振れませんので、一層の工夫をお願いしたいところですが、何とかの品格の本の中にも、現在の女子高校生は200程度の言葉を使って日常会話をしている。

それは、「ウザイ」だとか、「キモイ」だとかが代表する新語の連発で会話が成立するからだと思うのですね。

ですけれども、物事を思慮深く考えるには、言葉でもって人間は考えますので、言葉を知らなければ情緒もなく、自分の意思や思いすら伝えることができなくなって、近年、子どもにかかわる短絡的な事件は、やはりそういった物事を深く考えられない子どもたち、そんな時代背景によるものだと思っています。

学校の図書も含めて、同じようなことができれば、最新の新刊なんかも子どもたちにも手にとってもらえるのではなからうか。

研究、検討をするには、先ほどの海外派遣ではないですけれども、教育委員会の対応がとても緩やかで、なかなかぱっと動いていただけないような認識をするんですけれども、こういったことに対して、本当に古本だとかPTAの寄附だけで足りているというふうにお思いでしょか。

それとも、足りない点があれば、どうしようとお考えでしょうか。

No.178 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.179 ○教育部長(竹原寿美雄君)

ただいまの古本とかの回収等だけで学校の本は購入されているわけではなくて、本市のほうから図書購入費として各学校に配分をさせていただいております。

小学校でいきますと9校で年間300万ほど、それから中学校でいきますと3校で210万ほど、こうした図書購入費で図書を購入させていただいております。

以上です。

No.180 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.181 ○2番(近藤郁子議員)

やはり環境を大事にするということは、そういう施設を完備していく。最近、子どもたちは手紙を書くことも少なくなって、メールなんかで済ませてしまいますけれども、メールの絵文字は心を和ます要素もあるかもしれませんが、象形文字の時代に戻ってしまうのじゃなからうかと、それだけで会話が終わってしまうのではなからうかというふうなことも、笑い話ですけれども、まんざら当たらずとも遠からずといったような気がいたします。

豊明市が今後、商工業で成り立っていくまちならば、また違う考え方もあるのかもしれませんが、ベッドタウンとして穏やかな豊明市をつくっていくのに当たっては、やはり教育委員会は、子どものそういった成長というのはとても大事なことだと思いますので、そういった環境を、予算がこうだからそれしかできないからじゃなくって、もっといろいろなことを工夫していただいてやっていただきたいなと思います。

よくそういったお答えの中には、「近隣市町のことを考えて、見回して」ということがありますけれども、近隣市町は残念ながら豊明市とは財源が全然違います。人数とかそういった形態も違いますので、できたら豊明市の子どものためにこういったことをするんだと、こういった工夫をするんだというような豊明市独自のものをできたら考えていただきたい。

そうこうしているうちに、もしかしたら不況がなくなってしまって、またバブルの時代が戻って、15万円なんて全然大丈夫だよというような時代も来るかもしれませんが、そういうふうな時代を待つのではなくて、今、子どもたちが置かれた状況をいち早く敏感に感じ取っていただくというのも、教育委員会には行っていただきたいことだというふうには思っております。

早急にこういったことを検討というんでしょうか、即座に行っていただく、研究はゆっくりでしたか。検討していただいて、年内にはそういったことはどういう方向、やるのかやらないのかはさておいて、検討をいただくようなことは行っていただけるのでしょうか。

No.182 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.183 ○教育部長(竹原寿美雄君)

予算を必要としない事業につきましては、22年度からでも始めることができますと思いますので、どんどんやっていきたいと思いますが、予算を必要とするものについては、22年度

に要望をしていない部分は非常に難しいので、今の予算の範囲の中で何とかやりくりができる事業であれば、22年度からでも実施をしていきたいというふうに思います。

以上です。

No.184 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.185 ○2番(近藤郁子議員)

では、今年度の予算の中でできることは今年度にやっていただく。

そして、今年は予算がついていなくても、考えていただくと来年の予算に反映できるということですので、やはり早々にやっていただきたいというふうに思います。

続いて、地下鉄のことに関してですが、地下鉄を延伸させるために、名古屋市も豊明市も莫大な費用が必要だということは十分わかっておりましたので、今回のように、名古屋市がもうそれ以上延伸させないということについても、あり得ることだなというふうには思っております。

ただ、豊明市民にとって地下鉄というのは、名古屋市につながる、とても夢のある乗り物だったように思います。

過去形ではなくて、今でもそこにはどうしてもつないでほしいというふうに思っている方もたくさんあると思います。

先ほどの答えの中に、ひまわりバスの乗り入れですとか、あと名鉄バスのそういった路線変更等々のことを伺いましたけれども、それに対して、そういったことがいつごろはっきりわかるのか、できましたら、本当を言うところいった長く運動してきた事業に関して、廃止、やめる、解散する時点で、できればもう少し早くそういったことを、ほかの名鉄バスですとか、そうしたことで検討していただいて、こういうふうにはこれは解散するけれども、徳重駅ができたときにはこういうふうなことをやりますよというような、代案か何かが、本当を言うところ欲しかったなというふうに思います。

そのくらい、地下鉄に対して長年運動してきただけあって、市民の皆さんも期待をしていたというのは否めないと思います。

今後、名鉄バス、そしてひまわりバスの流れについて、大体どのように、いつごろにというようなことはおわかりになるでしょうか。

No.186 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.187 ○企画部長(宮田恒治君)

地下鉄の同盟会は、2月28日をもって解散となりましたけれども、同盟会が解散しただけでありまして、地下鉄の延伸の豊明北まで行くという計画はまだ消えたわけではありませんので、この実現に向けて、今後は豊明市が引き続いて陳情活動を続けていきたいと思っております。

それからあとは、バス路線の関係ですけれども、地下鉄徳重駅は22年度に開通する予定でありますので、その時期に合わせて、名鉄とも協議を重ねて、バスのアクセスができるようにちょっと協議をしていきたいと思っております。

以上で終わります。

No.188 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.189 ○2番(近藤郁子議員)

何分にも地下鉄のアクセスに関しましては、豊明市独自でやっているものは少ないですね。名鉄に助けていただいたりとかしなきゃいけません。

ただ今回、名古屋岡崎線、徳重のほうから少しずつでも工事が始まるようなことを聞いておりますので、市民がそれをすごく楽しみに、あそこの道が通ったらバスが来るんだろーというように、この縮小されたことをがっかりするのではなくて、じゃ次はこういうふうにできるんだねというふうに楽しみにできるように。

先ほどから何回も申し上げますが、豊明市のあり方はその辺の市民の利便性とか、そういったことがないと活性化にもなっていないと思っておりますので、ぜひとも早く名鉄とかとも協議をされて、市民にこういうせちがらい不況の時代ですから、少しでも「ああよかったね、そういうことがあるんだね」と言われるような方向を示していただきたいなというふうに思っております。

以上のことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

No.190 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、2番 近藤郁子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後1時52分休憩

午後2時2分再開

No.191 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番 石橋敏明議員、登壇にてお願いいたします。

No.192 ○9番(石橋敏明議員)

議長のご指名をいただきましたので、今から一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、今月末で役所を去られます皆様には、長い間お疲れさまでございました。

やり残されたこと、また取り組めず悔いの残ることなどは、時間も少ないですが、後に残された後任にしっかり引き継いでください。

お体を大切に、第二の人生を謳歌してください。

それでは、本題に入ります。

財政難の今日、第三者行為の支払い賠償請求(求償)全般について問います。

今改めて言うまでもなく、例に漏れず、市財政は逼迫状況にあります。少しでも徴収できるものはちゅうちょなく、その該当者、もしくは該当機関(保険会社等)への徴収執行をしなければならぬと考えます。

健康保険、その他市施設などに対する第三者行為に適合する事案や、事後に判明した賠償事項に対する請求(求償)は的確に処理し、回収する必要があります。

過去の実績について、該当部課ごとに詳細にお示しください。

事故などの通報や、情報網や、入手方法など、どのようになっているか、お聞かせください。

また、これらに該当する施設復旧にかかる年間工事費等は幾らだったでしょうか、お示しをください。

次に、中学生の不良行為による公園等、公共施設の破壊対処についてを質問いたします。

昨年末から年始にかけて、一部ではあるが、中学生による校舎や学校施設、公共公園施設などの落書きや破壊行為が多発しております。

落書きについては、今も続いております。

近隣の公園で遊ぶ子どもたちは遊具を壊され、今までどおり遊べない。便所なども今後使用できないことも予想されます。これでいいのでしょうか。

一部、破壊した生徒が見つかったと聞いていますが、親に弁償させることも視野に考えてはと思います。

財政難のため、まず学校関係者は、これらをどれだけ、どのように認識しているのか、ま

た、どう対処したのでしょうか、全く全貌が見えてきません。

学校、公園、その他施設管理担当者の見解もお聞かせください。

また、各中学校へ監視カメラを設置しているということですが、場所やどのような設置方法なのか、結果などについてお示してください。

次に、市内の道路河川、湖沼、その他二村山(再開発)に桜、もみじ等の植樹について。

これから春を迎え、桜、フジが咲き乱れ、人々を和ませてくれます。

花や緑は、市民に心の安らぎと精神の安定、落ち着きの気を与えます。

一昨年に農業委員会で視察に伺った各務ヶ原市では、もともと緑の多い市であります。さらに花や緑の多い公園都市を目指すとのことでもあります。

木曾川沿いや市内の街路樹に桜がかなり植えられております。花見時には多くの市民が集い、賑やかだとのこと、うらやましい限りです。これら他市に比べ、本市は水辺公園が主たるただ一つの場所です。ほかには、これといった誇れる場所はありません。

標記などの場所に、桜、もみじの植樹をしてはとを考えます。

前々から多くの市民からの要望もありまして、財政難のときであります。いろいろアイデアを生かして取り組んではいかがでしょうか。

今まで取り組んだことがありますか。

どの程度、どのようなことであつたか、お知らせください。

支障になったこともお聞かせください。

今後、取り組む考えはありますか。

以上、3項目について質問をいたします。

明確な答弁を求め、壇上での質問を終わります。

No.193 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.194 ○総務部長(山本末富君)

財政難の今日、第三者行為の支払い賠償請求全般についての中、総務部所管分につきましてご答弁申し上げます。

市の施設の建物、工作物、動産につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入しています。

第三者の不法行為によって損害をこうむった場合、例えば放火でありますとか破壊行為、市はその第三者に対して損害賠償を請求することになります。

しかし、第三者の経済的能力の欠如などの理由により、損害額を損害賠償金として完全に求償することができない場合は、損害共済金が支払われます。

明らかに第三者の加害事案と認められる情報の収集方法は、警察署に被害届を出し、情報の提供を求めています。

なお、平成 20 年度の該当事案は2件で、約 44 万 5,000 円。

個別に申し上げますと、市役所の庁舎の1階の窓ガラスの修理、これが約6万 9,000 円。もう1件は、豊明中学校の落書き修繕の補てん金、これが約 37 万 5,000 円でございます。

21 年度は、豊明中学校の落書き修繕の補てん金が約 19 万 6,000 円。同じく豊明中学校の落書き修繕の補てん金、この年は2回起きました。後期のほうで約 75 万円の補てんでございます。

21 年度で合計約 94 万 5,000 円でございます。

以上でございます。

No.195 ○議長(坂下勝保議員)

三治経済建設部長。

No.196 ○経済建設部長(三治金行君)

経済建設部のほうには、3項目についてご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1項目目の財政難の今日、第三者行為の支払い賠償請求全般についてでございますが、土木課が所管しております道路施設におきましては、被害を受けた場合は、通常、加害者の申し出があります。

そのほかに、道路パトロールや市民からの通報がございます。

まず、加害者を特定の上、復旧命令の通知をいたしまして、原形復旧をしていただいております。

また、警察署に出向き、事故記録の閲覧により加害者を特定した上で、また復旧命令を通知をし、原形復旧をしているところでございます。

原形復旧に要する費用につきましては、直接加害者に復旧をさせていただいているところでございます。

平成 20 年度の復旧命令は 16 件、平成 21 年度の復旧命令は、1月現在でございますが、11 件でございます。

次に、都市計画課が所管する公園施設におきましては、平成 20 年度から 21 年度におきまして、22 件の被害がありました。

被害額は 125 万円程度ございまして、通報などの入手方法につきましては、公園パトロールや、市民からの電話や、来庁による通報でございます。

2項目目の中学生の不良行為による、公園等の公共施設の破損対応についてでございます。

街区公園であります笹原公園におきまして、昨年の12月末に遊具、球つきのターザンロープでございますけれども、これらが放火されました。

また、今年の1月には、中ノ坪公園内のトイレが放火されました。

この2件の放火につきましては、いずれも豊明幹部交番に被害届を提出いたしました。

その後、笹原公園での遊具の放火については、市内の中学校の生徒でありました。

加害者が判明いたしましたので、球つきのターザンロープを設置することを約束していただきました。

また、中ノ坪公園のトイレ放火につきましては、今のところ、判明をしておりません。

警察に確認しましたところ、市民が利用する施設でありますので、改修してもよいという回答を得ましたので、改修を終えたところでございます。

公園施設におきましては、地域の多くの方が利用する場でございますので、このようなことが起こらないよう、環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

3項目目の市内の道路河川、湖沼、その他二村山に桜、もみじなどの植栽をにつきまして、今まで取り組んだ実績といたしましては、市内の公園の中で四季桜、ソメイヨシノなどを植栽してまいりました。

街路樹といたしましては、サルスベリ、ハナミズキ、マテバシイ、イチヨウなどを植栽してまいりました。

今後の取り組みといたしましては、道路、公園、緑地の空間や、公共空間において、花や実のなる樹木の植栽などを推進し、花や緑のある環境づくりを目指したいと考えております。

現在、施工中の熊野豊明線の街路樹には、広葉樹で大きくならない、管理しやすいサルスベリなどの花の咲くものを考えております。

また、二村山緑地につきましては、秋の紅葉が楽しめるイロハモミジなども植栽をする考えを進めたいと考えております。

また、公共空間として整備計画をしております大狭間の水辺公園整備、大原下池の治水調整池整備などでは、花や緑を基調とした植栽を計画し、潤いのある憩いの場をつくらせたいと考えております。

終わります。

No.197 ○議長(坂下勝保議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.198 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

1項目目の第三者行為に対する求償の件で、健康福祉部からは国民健康保険と、それから介護保険の2点についてご報告申し上げます。

まず、国民健康保険でございますが、20年度、全体では32件、そのうち求償済み、入金済みでございますが、16件、金額にいたしまして246万円でございます。

21年度は、全体では35件、求償済みが16件、金額にいたしましては13万円でございます。

続きまして、介護保険でございますが、介護保険につきましては、20年度は1件、175万円、21年度は現在2件で、66万円でございます。

求償事務につきましては、愛知県の国保連合会のほうに委託しております。

終わります。

No.199 ○議長(坂下勝保議員)

竹原教育部長。

No.200 ○教育部長(竹原寿美雄君)

中学生の不良行為による公園等、公共施設の破壊対処についての中から、教育部のほうでお答えをさせていただきます。

ご質問の中学生による学校施設の落書きについてであります。昨年の9月、10月、11月の計3回、校舎等への落書きと、12月末に近隣公園の遊具等に2件放火するという事件が発生しております。

中学生の落書き等の器物損壊事件は、減少傾向にあります。

本市においても、器物損壊事件については、平成20年度7件、全体生徒数に対して、率にしますと0.4%弱というような数字であります。

ご質問の中で、中学生の不良行為について、学校関係者がどれだけ、どのように認識しているか、また、どう対処したかというご質問がありましたが、教育委員会では事案が発生した直後から、学校と連携を密にとり、判明しました事実の報告を受け、常に学校と連携して生徒指導に当たっております。

また学校では、落書きにかかわった複数の生徒に対して、個別に事件の重大さを十分理解させることから始め、事件の解明に努めてまいりました。

指導後は保護者に来校を促し、家庭教育についてのあり方について話し合い、注意深く愛情を持って見守るよう伝え、生徒には将来の夢について考えさせ、進路相談を進め、また家庭との連携を深め、有意義な中学校生活を送らせるため、学習面や生活面での支援に今後とも努めてまいります。

施設面につきましては、落書き防止のためのセンサーライト等の設置をし、再発防止に努めております。

それから最後に、各中学校へ監視カメラをというご質問ですが、今年度、平成21年度は沓掛中学校に防犯カメラを9台、敷地内に設置をし、この3月1日から稼働を開始しております。

以上であります。

No.201 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
石橋敏明議員。

No.202 ○9番(石橋敏明議員)

ありがとうございました。
第三者行為からいきますが、あとほかにはないですか。健康保険関係と学校関係と都市計画課、これもありましたが、ほかにはないですか。

No.203 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。
山本総務部長。

No.204 ○総務部長(山本末富君)

現在、承知している部につきましては、先ほどご答弁したものが、すべてでございます。

No.205 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
石橋敏明議員。

No.206 ○9番(石橋敏明議員)

これは前から一度お聞きしたいなと思って、ある程度求償しているということで、金額も今聞いてびっくりしたんですが、やはりかなりあるなということでございます。

それで、まず交通事故に対する、今、部長から答弁がありましたけれども、その全国市有物件の保険ですか、それでうちの町内でも、標識のポールが今でも4本も5本も曲がったままあるんですが、こういったものは年間に相当あると思うんですが、これは市の管轄じゃないですか。

それと、その警察との、通報だとか自分から言ってくる、自分から言ってくる人はまずいないと思うんですが、警察とやはりある程度協定といいますか、こういったものを結んでいないと、やはり思うように入ってこないだろうと思う。

近隣の市町にありましては、かなりよく調べたなという、ちょっと私の感覚ではあるんです

が、そういうふうで求償を逆にやってこられる市町があります。

本当によそも遅滞なくやっておりますので、今後ともやっていただきたいと思いますが、その辺はどうなんですか。

金額的にも相当いくと思うんですが、標識等はちょっと私もわからないので、教えてください。

No.207 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

No.208 ○市民部長(平野 隆君)

道路上の交通標識の関連は、市ということではなくて、警察、公安のほうで管理していますので、そちらのほうに通報がいつているかどうか、ちょっと聞いていませんけれども、よろしくお願いします。

終わります。

No.209 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.210 ○9番(石橋敏明議員)

道路標識は外でありますので、これは公安委員会か警察のほうでやるということで、大変な金額だろうといつも思っているんですが、それについてはほっとしました。

それで、ちょっと消防長にお聞きしたいんですが、立上り消火栓、これは町内のものかどっちかちょっとわかりませんが、時々、事故で箱が破壊されたり、そういったものを現実に見かけるわけです。

そういったときにはどういうふうにされておりますか、ちょっとご答弁をお願いします。

No.211 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山崎消防長。

No.212 ○消防長(山崎 力君)

今、立上り消火栓のご質問がございましたので、ご答弁を申し上げますが、立上り

消火栓等は交通事故等で加害者が判明する場合は、もちろん加害者で負担をしていただいで修補していただくということでございます。

それで、先ほど来からお話がありますように、事故等は警察も我々も調査をさせていただいて、どうしてもわからないという部分については、過去にはそんなようなことが、修理をしたというようなことがございます。

それと、大きな修理といたしましては、例えばそういった事故等で水漏れをしたりということがございます。

それも、過去数回あったようでございますが、そういったものについては水道企業団のほうで、私も年間に立上り消火栓の管理負担金というものをを出しておりますので、その中で対応させていただいているということでございます。

終わります。

No.213 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.214 ○9番(石橋敏明議員)

ありがとうございました。

大分わかってまいりましたが、先ほどの経済建設部長のお話で、修理を一部加害者にやらせるという言葉がありましたが、ぜひ、これは加害者にやらせるのではなしに、市管理のもとでやらないと後で問題が必ず起きてきますので、これは市のものですから、「修理してください」ということではなしに、代金はいただくんですけども、修理はこちらの管理のもとでやるということを徹底してもらわないと、これはいけません。

いろいろ問題が起きますので、それはそういうふうに今後やっていただきたいと思いません。

それでは、時間もありますので、一応これについてはありがとうございました。大分わかってきました。

それでは次に、中学生の不良行為に対する公園等の施設に入ります。

今、見えてこない。どことは、一部の中学校と思われる答弁がありましたが、今3中学校ありますが、この3中学校の状況と、近隣の中学校の状況をちょっと説明していただけますか。

No.215 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.216 ○教育部長(竹原寿美雄君)

市内3中学校の件につきましては、今のところ、1つの中学校についてだけ聞いております。ほかの中学校にはちょっと情報が入っておりません。

それから、近隣の状況についても、現在、情報を持ち合わせておりません。情報が入っておりませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

No.217 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.218 ○9番(石橋敏明議員)

今の答弁はちょっと私は、これも通告をしてありますが、近隣の状況も聞かせてください。

というのは、そのときの話じゃなしに、昨日、きょうですね。昨日の新聞にも、皆さん見たでしょうけれども、春日井市ですね。みんな見たと思いますが、小学生の恐喝、もうこういうふうには小学校の生徒でもこれくらいのことをやるんですよ。我々のときは、当然、悪さしていても考えられませんよね。

これも、何か学校も把握していなかったようなお話ですが、教育部長が3中学校、小学校の状況がわからないと、これは通告してあるんですよ。ちょっと勉強してください。

そういうことでは答弁になりませんので、ぜひ、それは以後で結構ですから、結果を報告してください。お願いします。

というのは、こういうふうでいろいろ今難しい問題だもんですから、やはり中学校だけじゃなしに、やはり小さいうちに摘まなきゃいけないんですよ。ものは小さいうちに摘んでおかないと、大きくなったら手がつけられません。

もう中学生になったら、親は殴ろうと思っても殴り返されますので、もう口で言ってもわからない、そういう状態。

今問題になっている子どもたちも、どうももう手をやいているみたいな状況と聞いております。

これについても、カウンセラー等をお願いして何かやる方法というのはないでしょうか、お願いします。

No.219 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.220 ○教育部長(竹原寿美雄君)

問題のある生徒につきまして、その問題の内容が把握できたときには、生徒指導に入ります。

これは、最初は生徒の今後のよりよい成長を念頭に指導していくわけですが、なぜそのような行為に至ったのかを振り返らせ、それから事件の重大さを十分に理解させることから指導を始め、指導後には必ず保護者の方に来校していただくというような指導を現在しております。

今、ご提言のカウンセラーの利用をということであります。

ご提言をいただきましたので、今後の指導の参考にさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

No.221 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.222 ○9番(石橋敏明議員)

では、ちょっと前に戻りますが、沓掛中学に9台の監視カメラを設置したということですが、どういうことを想定して、どういうふうな場所につけたのか、ちょっとその辺の実際問題を聞かせてください。

No.223 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.224 ○教育部長(竹原寿美雄君)

カメラは施設内にあります。

施設の中がすべて9台で、そのカメラで監視ができる位置にそれぞれ設定しておりますので、敷地の一番角に設定してある部分もありますし、真ん中から外側に向けて設置してある部分もあります。

この9台につきましては、モニターができるようになっております。

これは、職員室のほうにモニターの機械が設置をしてありますので、随時そのモニターで監視ができるようになっております。

以上です。

No.225 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.226 ○9番(石橋敏明議員)

これは、24時間監視ということですか。

No.227 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.228 ○教育部長(竹原寿美雄君)

そうであります。

終わります。

No.229 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.230 ○9番(石橋敏明議員)

ちょっと早すぎたので、頭が…。

思い出したら、ちょっとあとまた…。

次に、植樹の件でお願いします。

まず、もう前々から思っていたんですが、まず大きく分けて境川を何で、豊明市の一つのそういうふうなものをやるには一番適した場所だろうと思うので、ここの堤防を利用しない手はないと、こういうふうに私は豊明市に来た時点から、もう三十何年になりますが、思っておりました。

市民からも、これは相当今までに聞いております。

これを何とかひとつやれないかなということで、私の九州の近くのある市も、桜ともみじを

交互に、川の土手、堤防に毎年何百本か植えて、市を桜並木にしようとか、そういうふうで頑張っている市がございます。

そういうことで、五条川等も余り大きな川ではありません。そういうことですが、これも昔植えたんでしょうけれども、あれだけきれいでございますので、水辺公園もきれいですが、ほかに沓掛城跡も若干ありますが、本当にこれといったものはないので、一番市民が憩えるのが境川、ここに何とかやれないものかと思っていますが、答弁をお願いします。

No.231 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.232 ○経済建設部長(三冶金行君)

境川につきましては、ご承知のように2級河川で、愛知県のほうが管理しています。

私どもが今思っているのは、特に境川はこの辺の重要な河川でございまして、特にあの川は天井川と言いますか、河床が高くて、付近の土地が低いということになります。

そういうところについては、桜ではございませんけれども、特にそういう占用すること自体がなかなか厳しいというのは聞いております。

特にちょっとお話が出たのは、河川堤のほうに桜並木を植えてきれいになりたいというようなことだと思いますが、そういう条件をまずはクリアせないかぬという大きな問題があると思います。

豊明市の全体のそういうことにつきましては、境川については現在のところは考えておりませんが、先ほど最初にご回答をさせていただいたように、大狭間湿地、大狭間の水辺環境の整備の中、それから大原の下池で調整池をつくるわけですが、それらの中も踏まえて、花を基調とした皆さんが憩いのできる場、こういうところを今考えているところがございますので、今のところ、ちょっと境川については考えていないというのが状況でございます。

終わります。

No.233 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.234 ○9番(石橋敏明議員)

検討したことはありますか。

検討したことはありますか、ないですか。

No.235 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.236 ○経済建設部長(三冶金行君)

私が知っている限りではございません。

終わります。

No.237 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.238 ○9番(石橋敏明議員)

一度も検討しなくて、それは大狭間とかそういうところは一部分的に、局部的なものでありまして、やはり大きな視点から見た場合は、二村山、水辺公園、それからやはりこれだけの広大な境川、これを考えない手はないでしょう。

できるかできないか、これを検討したことはありますか、どうですか、答弁してください。

No.239 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.240 ○経済建設部長(三冶金行君)

境川についてはございません。

終わります。

No.241 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.242 ○9番(石橋敏明議員)

どうしてやらないんですか。どうしてやらないんですか、これだけの、市民がいっぱい言っていますよ。

私が議員になる前からいろいろな方からたくさん聞いています。今回が初めてなんですが、前にやりたいなと思ったんです。

結論的に、県の河川課へ行きました。尾張事務所の河川課へ先日私は行きました。行って、「植えさせてくれませんか」と。

というのは、矢作川のところに、矢作川は2級河川ですよ。城の裏側の大きい、あの川ですら、1キロくらい内のりに桜を何百本、1,000本くらいあるんですか、これに苗を植えました。もうこれくらいになっておりますが。

これも、あそこは境川よりもうんと大きいですね。ちょっとだめだということだったらいいんですが、何度かNPOが話をしてオーケーと、非常にきれいです。行ってきてください。ものすごいきれい。NPOの人が鼻高々でやっておりました。

そういうふうな話も尾張事務所、県の河川課は「もう議員さん、悪いけれども、うちのほうはちょっとだめしか言えないので、尾張事務所に行ってくれ」と、尾張事務所で実はこうこうでと、いろいろそういう事例も出しまして話しました。

結論はどうだと思えますか。簡単に「植えてください」ですよ。

「こんなことなら、もうちょっと早く来ればよかったな」と、私は担当者に言いました。「いいんですか」、「結構です、植えてください」と。

「ただ一つ、シダレザクラだけはだめですよ」と。何か木の特性があって、シダレザクラは河川には向かない。「これだけは植えないでください」と。

こういうことですから、詳細については、そういうふうになればまた打ち合わせをさせてもらいたいということで、非常にいい回答をいただきました。

何とかより生むが易しで、やはり話をすべきだなと。やはり動かなきゃ、聞かなきゃだめです。

だから、いろいろな市でも、国の金、県の金、調べなくてないと。こういうものが亀山市でも、一昨年行きましたが、亀山市でも市内の市街化の道路の補助金、これは県からももらったし、国からももらったと、こういうのは調べればありますよというようなことですが、やはり皆さんは正直言って動いていないんですよ。

簡単に「植えてください」と、「えー、いいんですか」、「いいです」と言った。「こんなことならもうちょっと早く来るべきだったですね」と、私はちょっと笑って帰りましたが、そういう状況です。

できない、できないと言いながら、話もせずしてできないと、自分の思い込みですよ。自慰行為と一緒に。それじゃ、行政はやっていきませんので、そういうものが多いと思います。

ぜひ、これは今後進める方向で、中には「桜の苗木なんか出してやるぞ」というところも

あるんですよ。

市内でも、ほかにも二村山から荒巻池ですか、それから文化会館の前のあそこにも、とにかく市内にも欲しいなど。

それは切らないといかぬようなこれだけの桜になれば、40年、50年なんですよ。

千葉県の松戸市に行ったって、大した市道ですが、2車線、こんな桜です。それで、民家の上にまたがっていますよね。だけど、みんなきれいだからと、民家の上に幾ら葉っぱが落ちて「切りません、皆さんに楽しんでいただくから」と。

そういうふうで、市道ですか、小さいところですが、こんな桜です。40年以上たっている。こういうものをよそはやっているんですよ。

家も何にもないところに何でいけないんですか。植えちゃいかんなんていうのは、私はそういうことはないと思う。

「苗を買って、夜行って何本か植えておこうか」と、前に言ったことがあります、冗談で言ったんですが、そうしたらある人間が「おまえが行ったら、おれが明るる日行って抜くわ」と言ったのがおります。

それは冗談ですが、本当にこういうことがお金がかからずにできるんですよ。それは本当にやりましょうよ。

これどうですか、答弁をください。

No.243 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.244 ○経済建設部長(三冶金行君)

現在のところは、豊明市の花といいますか、桜といいますか、南部のほうは大蔵公園、中央では三崎公園、北部では二村山で桜ということがございますので、現在はそういう形で進んでおります。

今の境川については、一度ちょっと研究させていただきたいと思います。

終わります。

No.245 ○議長(坂下勝保議員)

石川副市長。

No.246 ○副市長(石川源一君)

早速、尾張事務所へ向かわせます。

No.247 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
石橋敏明議員。

No.248 ○9番(石橋敏明議員)

副市長が行っていただけるということで、これはやはりこういうことを市民を巻き込んでやったほうが、私どもで植えたんだなということ非常に盛り上がると思いますので、ぜひ、これは実現をしていきたいと思っておりますので、ひとつまた皆さんよろしくお願いいたします。
もう検討しますなんてやめましょうよ。ここまで私は聞いてきたんですよ。
何本でもいいじゃない、例えば10本でも15本でも、こんなの何で検討する必要があるの、どんな検討をするんですか、言ってください。

No.249 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。
三治経済建設部長。

No.250 ○経済建設部長(三治金行君)

今、副市長が言いましたので、頑張って尾張事務所に尋ねてまいります。

No.251 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
石橋敏明議員。

No.252 ○9番(石橋敏明議員)

まだたくさん聞きたいんですが、当初の考えが大体まとまってまいりましたので、この辺で一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
第2の人生を、退職される方はぜひひとつ。
それと、ひとつ思い残すことのないように、ふるさと納税をひとつ、ぜひよろしくお願いいたします。
そうすると、大手を振ってまたここに来られます。でないと、ちょっと来られなくなりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

No.253 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、9番 石橋敏明議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程を終了いたしました。

お諮りいたします。明3月5日から3月8日までの4日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.254 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、明3月5日から3月8日までの4日間を休会とすることに決しました。

3月9日午前10時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後2時49分散会

